

宮若市 こども計画



第1期

計画期間：令和8（2026）年度— 令和11（2029）年度

（仮表紙）

はじめに（案）



令和5（2023）年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていくこととされました。

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達過程にある者」をいい、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者としています。年齢に応じた必要なサポートが途切れないよう、また、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会の中で幸せに暮らしていけるよう支えていくことが必要となっています。

本市においても、未来を担うこどもたちがのびのびと育ち、また、子育て家庭が安心して暮らせるまちにするために、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、仕事と子育てが両立できる環境づくり、支援を必要とするこどもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりなど、子育て支援を充実させてきました。

こども基本法等の成立に伴い、より安心してこどもを産み、育てることができ、こどもたちが元気いっぱい健やかに育つための環境を整えるため、こども・若者、子育て当事者の皆様からのご意見を踏まえ「宮若市こども計画」を策定し、今後、4年間のこども・子育て政策の方向性を示すことといたしました。

本計画に沿って次代の社会を担う全てのこどもと若者達が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むこととします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご尽力賜りました宮若市子ども・子育て会議委員の皆様および関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和8年（2026年）2月

宮若市長 塩川 秀敏

目 次

第1章：総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の理念・位置付け	2
3	計画の期間	4
4	計画の対象	5
5	SDGsについて	6
6	基本的な考え方と基本方向	7

第2章：宮若市の現状と課題

1	人口の推移	8
2	出生の動向	9
3	婚姻の動向	10
4	人口の動向	12
5	世帯数の動向	18
6	就労状況	19
7	児童関連施設の状況	22
8	家庭相談所への児童虐待相談等受付の状況	26
9	児童扶養手当受給者数の推移	27
10	アンケート調査結果等から見える宮若市の現状と課題	28

第3章：具体的な施策・事業

1 こどもが持つ権利の保障

(1)	こどもの権利について社会全体での理解促進	40
(2)	「こども基本法」と「こども大綱」	41
(3)	こどもの権利に対する取り組み	42

2 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた保健・医療等の確保

(1)	妊娠前からの出産に向けた支援	43
(2)	妊産婦等への保健医療施策の充実	46
(3)	新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実	49

3 幼児教育・保育の充実

(1)	幼児教育・保育の環境整備	52
(2)	幼児教育・保育の質の向上	54

4 こどもの生きる力の育成

(1)	学力の向上	56
-----	-------	----

(2) 豊かな心の醸成・	57
(3) 人権意識の醸成・	59
(4) 健やかな体の育成・	60
(5) 食育の推進・	62

5 こどもの成長を支える環境の整備

(1) インターネットの適正利用の推進・	63
(2) 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備・	64
(3) 安心して外出できる環境づくり・	67
(4) 非行の防止と自立支援・	69

6 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

(1) 遊びや体験活動の推進・	70
(2) 社会参画の推進・	72
(3) 男女共同参画の推進・	73

7 居場所づくりの推進

(1) 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり・	74
(2) 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり・	75

8 児童虐待の予防・防止

(1) 家庭児童相談所の相談体制の強化・	78
(2) 市と関係機関との連携強化・	79
(3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施・	81

9 貧困の状況にあるこどもへの支援

(1) こどもの教育に関する支援・	84
(2) こどもの生活の安定のための支援・	85
(3) 保護者の就労支援・	87
(4) 経済的支援・	87

10 ひとり親家庭への支援

(1) 生活と子育ての支援・	90
(2) 就業支援・経済的支援・	91

11 障がいのあるこどもへの支援

(1) 障がいのあるこどもの育成・	92
(2) 特別支援教育推進体制の整備・	94

1 2	自殺対策の取組	95
-----	---------	----

1 3 若い世代の生活基盤安定と次代の親の育成支援

(1)	就職支援	96
(2)	次代の親の育成	97

1 4	出会い・結婚応援の推進	98
-----	-------------	----

第4章：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等（第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画）

1 第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画について

(1)	この章の目的	100
(2)	将来のこどもの数の推計	100
(3)	事業計画	101
(4)	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	120
(5)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	121

資料編

宮若市子ども・子育て会議条例	122
宮若市こども計画策定委員会要綱	123
宮若市こども計画策定作業部会細則	124



第1章

総論

1. 計画策定の趣旨



我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15（2003）年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、宮若市では、「宮若市次世代育成支援行動計画」【前期：平成 17（2005）～21（2009）年度、後期：平成 22（2010）～26（2014）年度】を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。

平成 24 年（2012 年）には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27（2015）年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、本市でも「宮若市支援行動計画」を一体のものとした、第 1 期【平成 27（2015）年度～31（2019）年度】、第 2 期【令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度】の「宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

そして、令和 5（2023）年 4 月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども基本法第 10 条第 2 項においては、市町村はこの「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされました。

本市では、令和 6（2024）年度に「第 3 期子ども・子育て支援事業計画【令和 7（2025）年度～11（2029）年度】」を策定し、当該計画を再掲する形で、「こども大綱」と「福岡県こども計画」を勘案した「第 1 期宮若市こども計画」を策定しました。

2. 計画の理念・位置付け

■ 基本理念

『みらいを担うこども達が やさしさと共に
わくわくする夢を かなえるまち み・や・わ・か』

本計画は、上記の理念の下、次の5つの計画を包含した、こどもや子育て支援に係る総合的な計画として位置づけます。

①こども基本法に基づく市町村こども計画

こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱及び県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

②子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱及び県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

市町村は、大綱及び県計画を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

④子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項

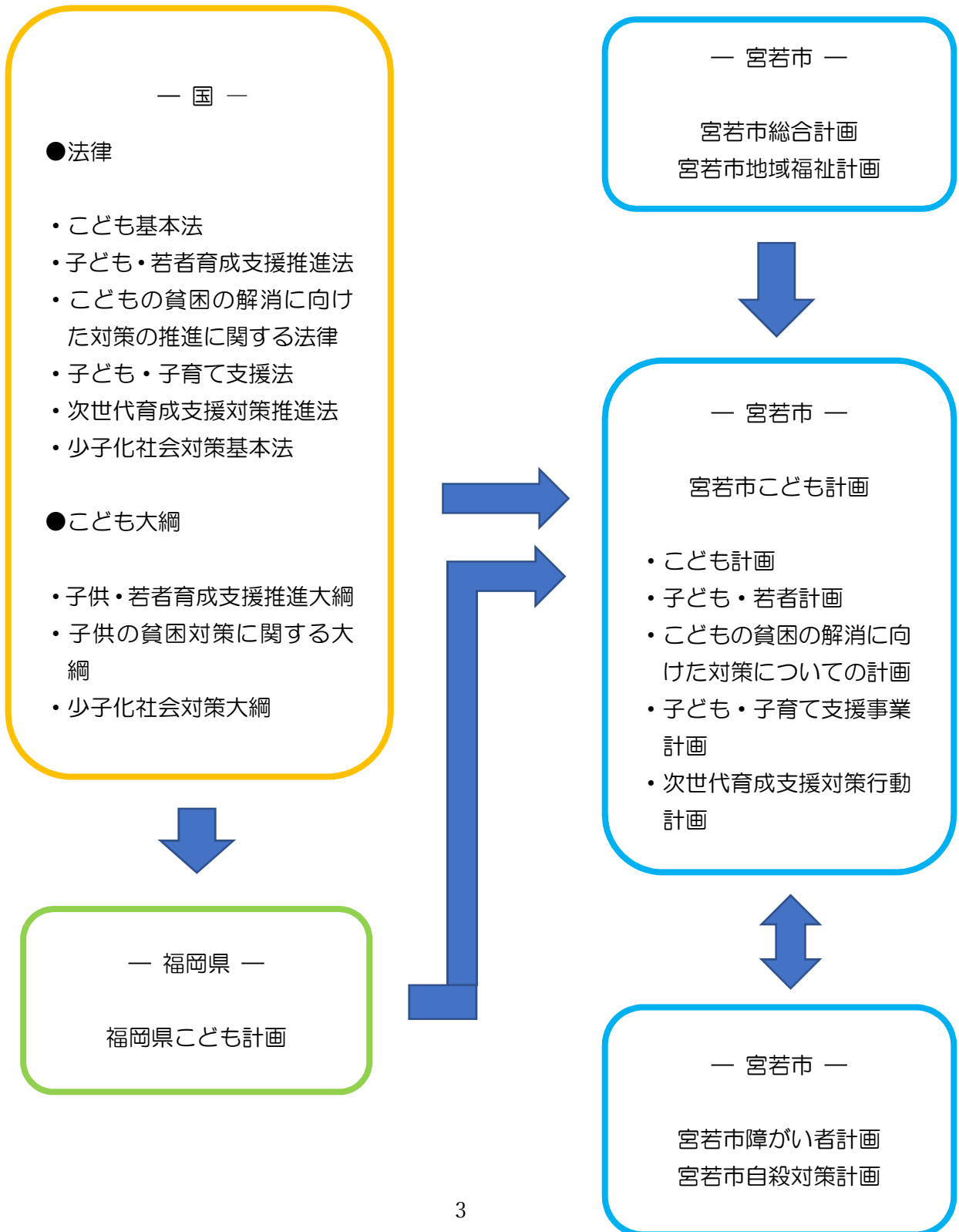
市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

⑤次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

【計画の位置付け】



3. 計画の期間



本計画の期間は、本計画と一体化させる第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画の終期が令和11年度であるため、これにあわせて、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とし、次期計画は令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの5年間とする予定です。

また、本計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と次期計画の策定を行います。

年度	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)
計画名	第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画									
	一体化	第1期宮若市こども計画				次期計画				

4. 計画の対象

本計画における「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、「こども」の状況に応じて支えていくこととしています。

なお、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

こどもの発達の段階については、こども大綱で以下のように区分されており、本計画でも発達の段階に応じたこどもへの支援を実施していくことを定めています。

●こども大綱によるこどもの区分

- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- (2) 学童期：小学生年代
- (3) 思春期：中学生年代から概ね18歳までの者
- (4) 青年期：概ね18歳から30歳未満の者。施策によってはポスト青年期※の者も対象

※ポスト青年期：「青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者 概ね39歳以下の者」

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
0 歳	6 歳	1 2 歳	1 8 歳	3 0 歳

●本計画における「こども」以外の表記については、「児童」「子ども」「青少年」「若者」等がありますが、その年齢の範囲、対象段階については、法令、施策により異なります。

（参考）「こども」以外の表記の例

- ・児童福祉法における「児童」： 満18歳に満たない者
- ・子ども・子育て支援法における「子ども」： 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・福岡県青少年健全育成条例における「青少年」：18歳未満の者（他の法令で成年者と同一の能力を有するとされる者を除く）

※こども大綱に一元化される前の子供・若者育成支援推進大綱における「青少年」：乳幼児期から青年期までの者

- ・子ども・若者育成支援推進法が対象とする「若者」：思春期、青年期（施策によっては、ポスト青年期）の者

5. SDGsについて



SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的目標です。

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択され、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）と169のターゲットが設定されました。

この計画の施策を着実に進めることにより、SDGsの達成につなげていきます。



6. 基本的な考え方と基本方向

●基本的な考え方

- ・こどもの権利を主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る。
- ・こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ・こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ・予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成する。
- ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする。
- ・若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む。

●基本的方向性

1. 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを権利の主体として社会全体で認識し、こどもが、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障する。

2. 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

こどもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その健やかな成長を社会全体で切れ目なく支える。

一人一人が自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、こどもが失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援する。

3. きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

全てのこどもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれているこどもを、個々の状況や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

4. 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進する。

家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進める。



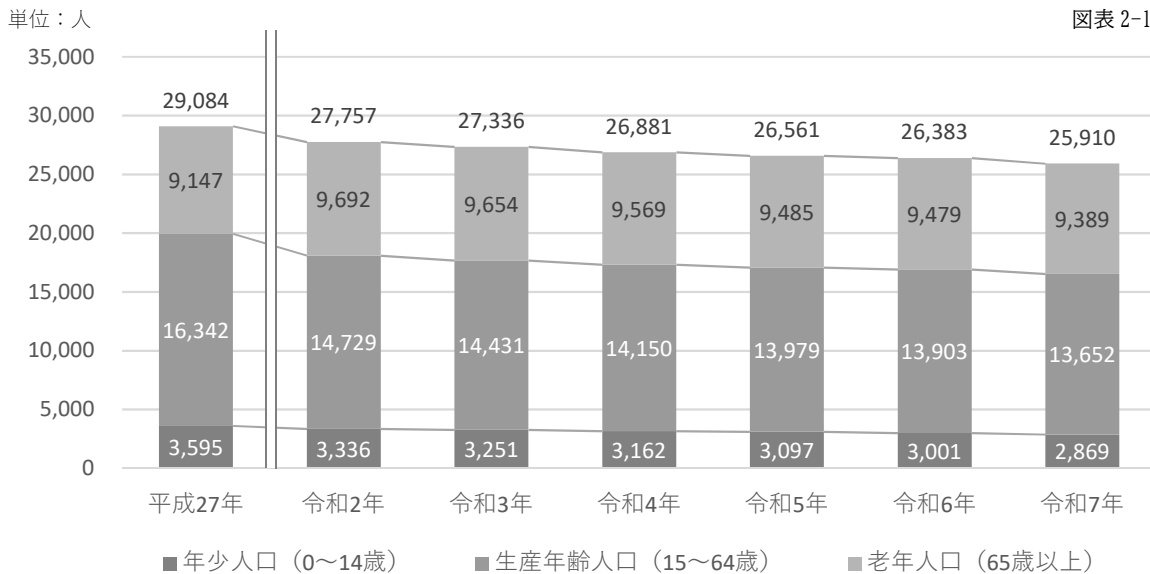
第2章

宮若市の現状と課題

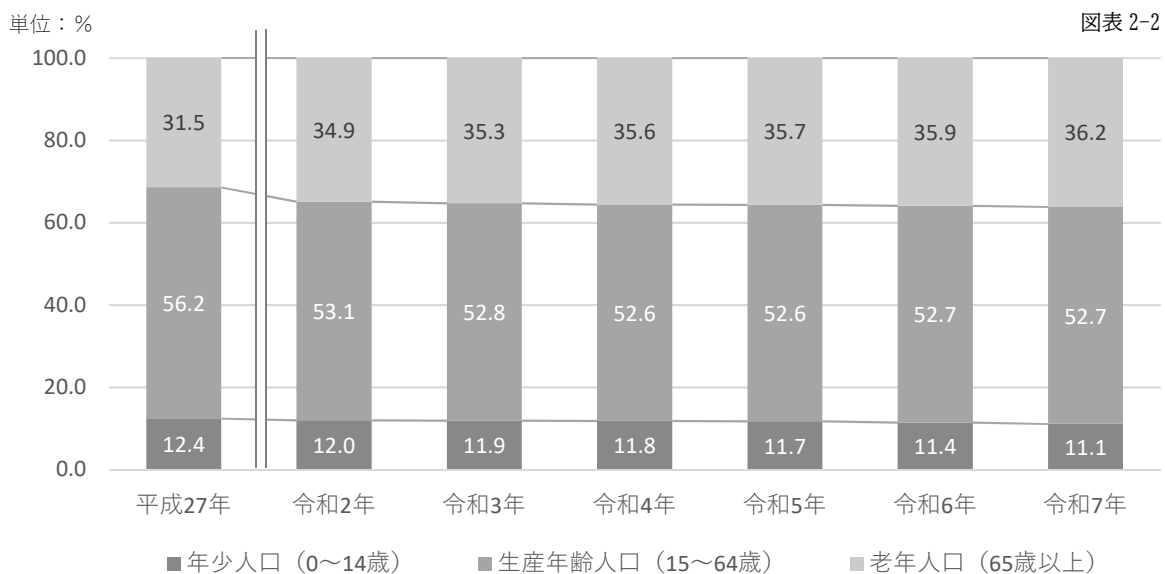
1. 人口の推移



(1) 宮若市の人口推移 本市の人口は、令和7（2025）年において、平成27（2015）年比で3,174人（10.91％）減少し、令和2（2020）年比で1,874人（6.65％）減少しています。老年人口も令和3（2021）年から減少に転じています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）



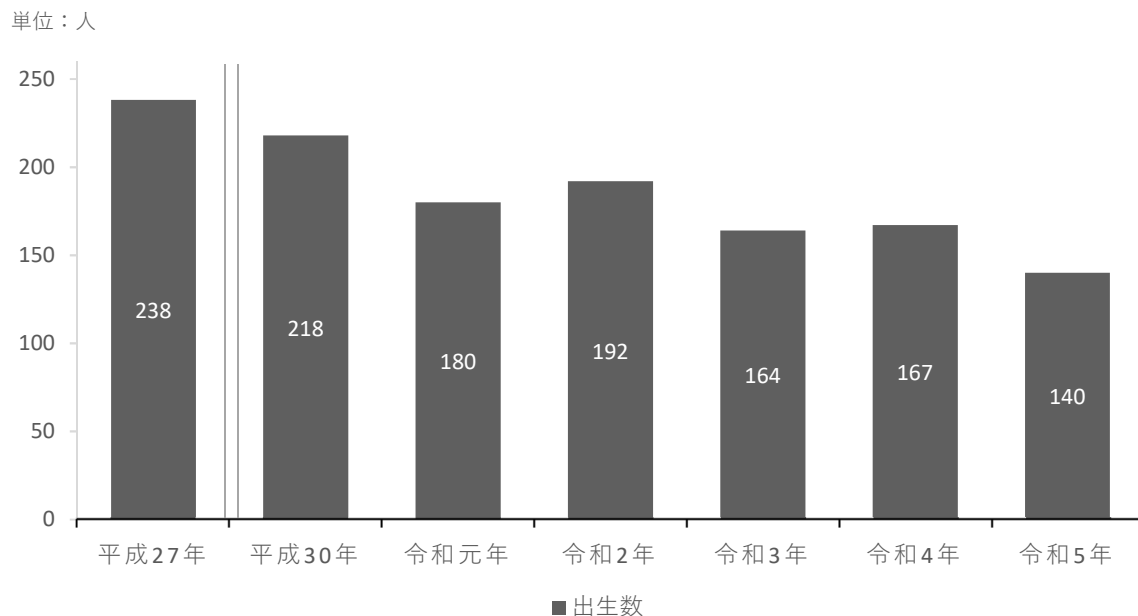
資料：住民基本台帳（各年3月末日時点）

2. 出生の動向



(1) 出生数の推移：令和 3 年（2021）年・令和 4（2022）年は過去と比較すると、出生数が減少しています。令和 5（2023）年は、さらに減少し、少子化が深刻化しています。

図表 2-3



資料：人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移：令和 2（2020）年は 1.79 で、全国・福岡県を上回っています。なお、全国、福岡県は令和 3（2021）年から令和 5（2023）年までの数値が公表されており、全国は 1.3→1.26→1.2 で令和 5（2023）年は過去最低を更新しています。福岡県は 1.37→1.33→1.26 で過去最低タイとなっています。

図表 2-4

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
全国	1.42	1.36	1.33
福岡県	1.49	1.44	1.41
宮若市	1.93	1.59	1.79

資料：人口動態調査

合計特殊出生率

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

総人口を維持するためには、2.07 を維持することが必要とされる。

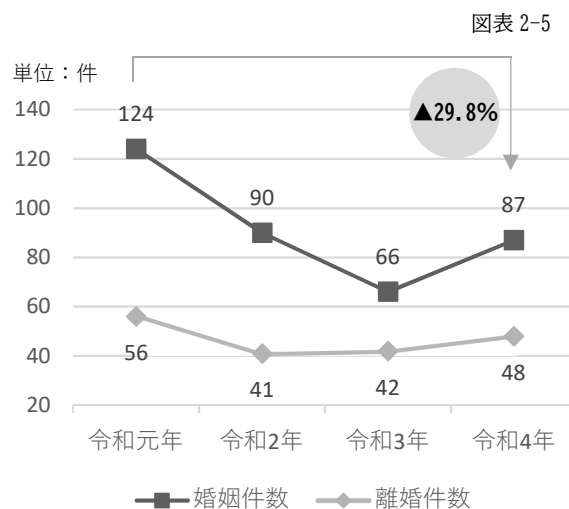
3. 婚姻の動向



(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数は令和 2(2020)年、令和 3(2021)年と大幅に減少しましたが、令和 4(2022)年は、前年から増加に転じています。減少については、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます。

離婚件数は令和 2(2020)年以降 40 件台となっており、平成 27(2015)年から令和元(2019)年までの 5 年間の平均 55.6 件より減少しています。

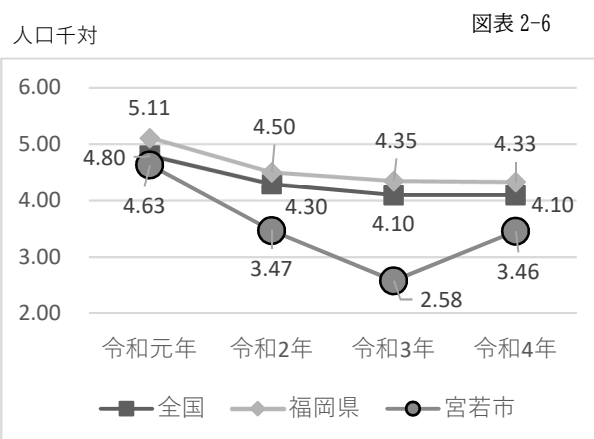


資料：人口動態調査

(2) 婚姻率の推移

宮若市は令和 3(2021)年まで減少が続いていましたが、令和 4(2022)年は上昇に転じました。

※婚姻率：人口千人に対する婚姻件数

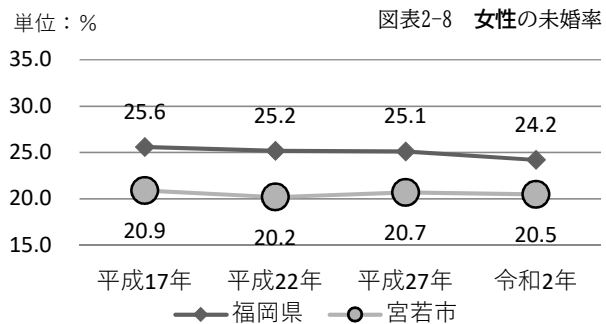
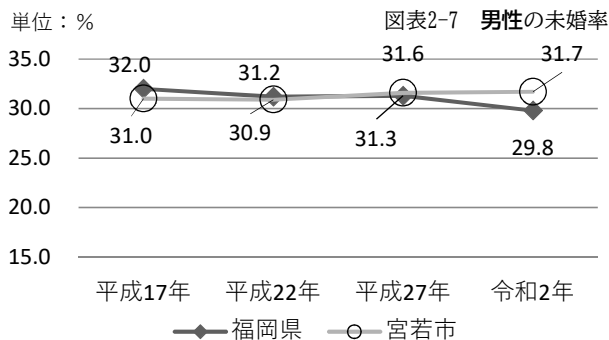


資料：人口動態調査

(3) 未婚率

令和 2(2020)年の国勢調査では男女とも、15 歳から 49 歳までの年齢階層のほとんどで、福岡県と比較し未婚率が高くなっています
(図表 2-9 参照)。

- ・平成 17(2005)年から、男性は 30%台前半、女性は 20%程度で推移しており、国勢調査の上では大きな変化はありません。
- ・15 歳以上の総数で福岡県と比較すると、女性は未婚率が低くなっていますが、15 歳から 49 歳までに絞ると、福岡県と同程度で、44%程度となっています。



図表 2-9

	男性				女性			
	宮若市			福岡県 未婚率	宮若市			福岡県 未婚率
	総数 (人)	未婚実数 (人)	未婚率		総数 (人)	未婚実数 (人)	未婚率	
15 歳以上総数	10,707	3,398	31.7%	29.8%	12,330	2,528	20.5%	24.2%
15～49 歳	4,556	2,483	54.5%	48.8%	4,268	1,880	44.0%	44.2%
15～19 歳	638	635	99.5%	98.7%	512	510	99.6%	98.9%
20～24 歳	513	462	90.1%	86.1%	453	389	85.9%	85.4%
25～29 歳	550	361	65.6%	61.5%	503	276	54.9%	57.9%
30～34 歳	603	270	44.8%	40.8%	635	202	31.8%	34.8%
35～39 歳	689	236	34.3%	30.2%	665	164	24.7%	24.3%
40～44 歳	749	234	31.2%	25.6%	739	166	22.5%	20.4%
45～49 歳	814	285	35.0%	23.9%	761	173	22.7%	18.5%

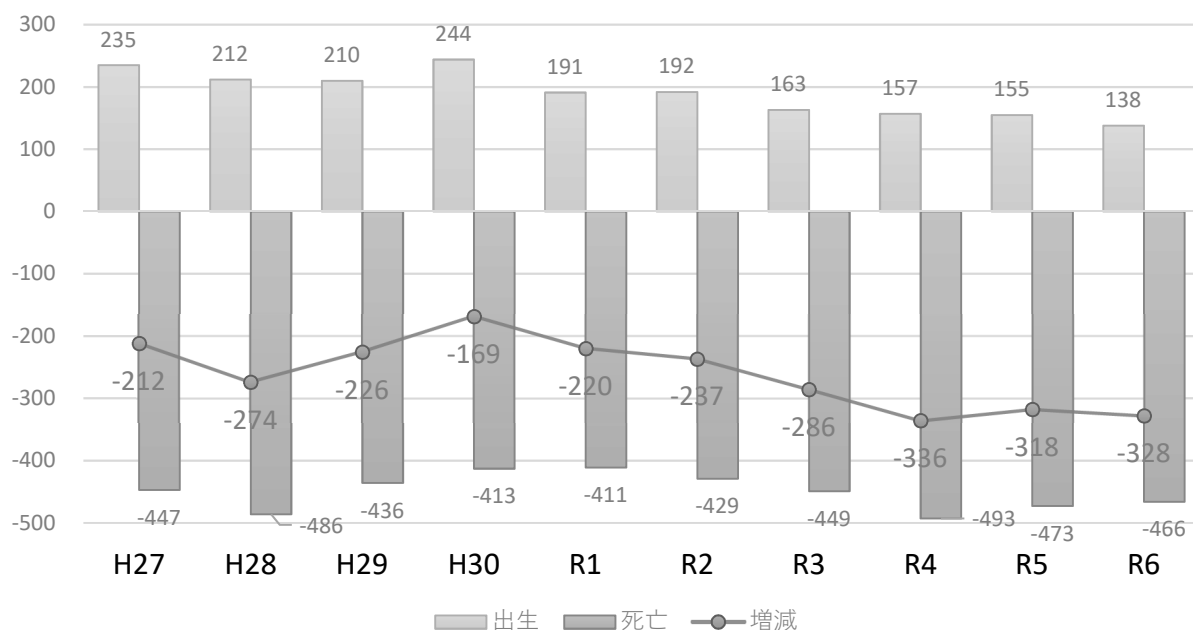
資料：令和 2 年国勢調査

4. 人口の動向

（１）人口動態の推移：社会増減は海外からの転入などもあり、令和５（２０２３）年は転入が転出を上回っています。また自然増減と社会増減の２つから見ると、宮若市の人口減少の大きな理由は、高齢化によることが分かり、転入超過の要因は、海外からの転入が考えられます。

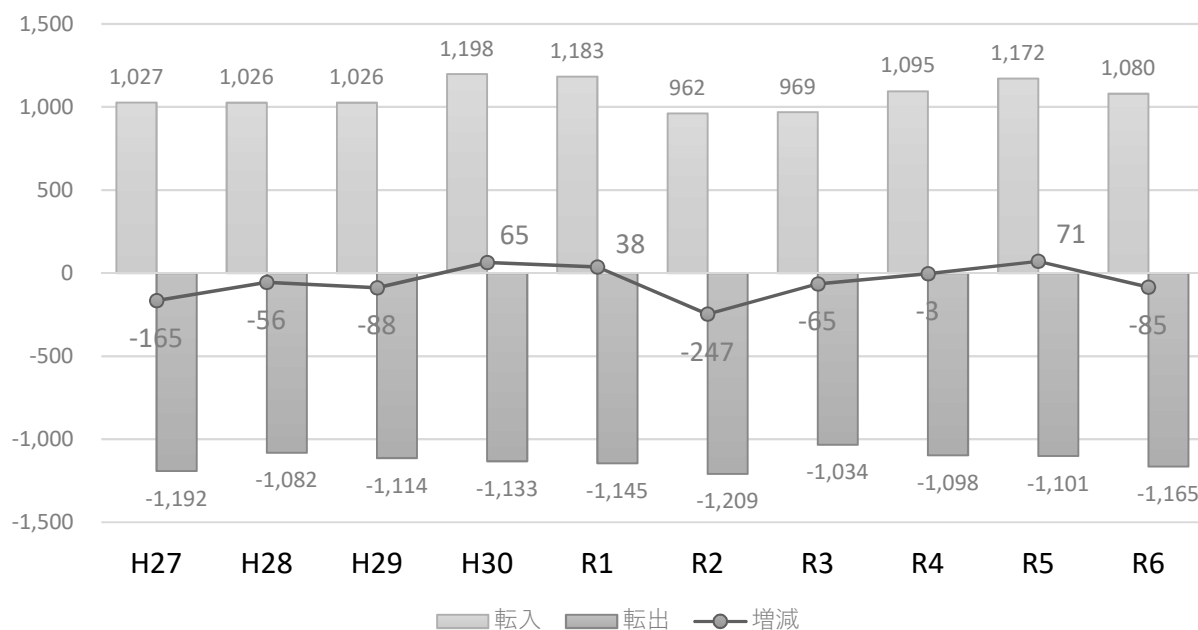
単位：人

図表 2-10 自然増減



単位：人

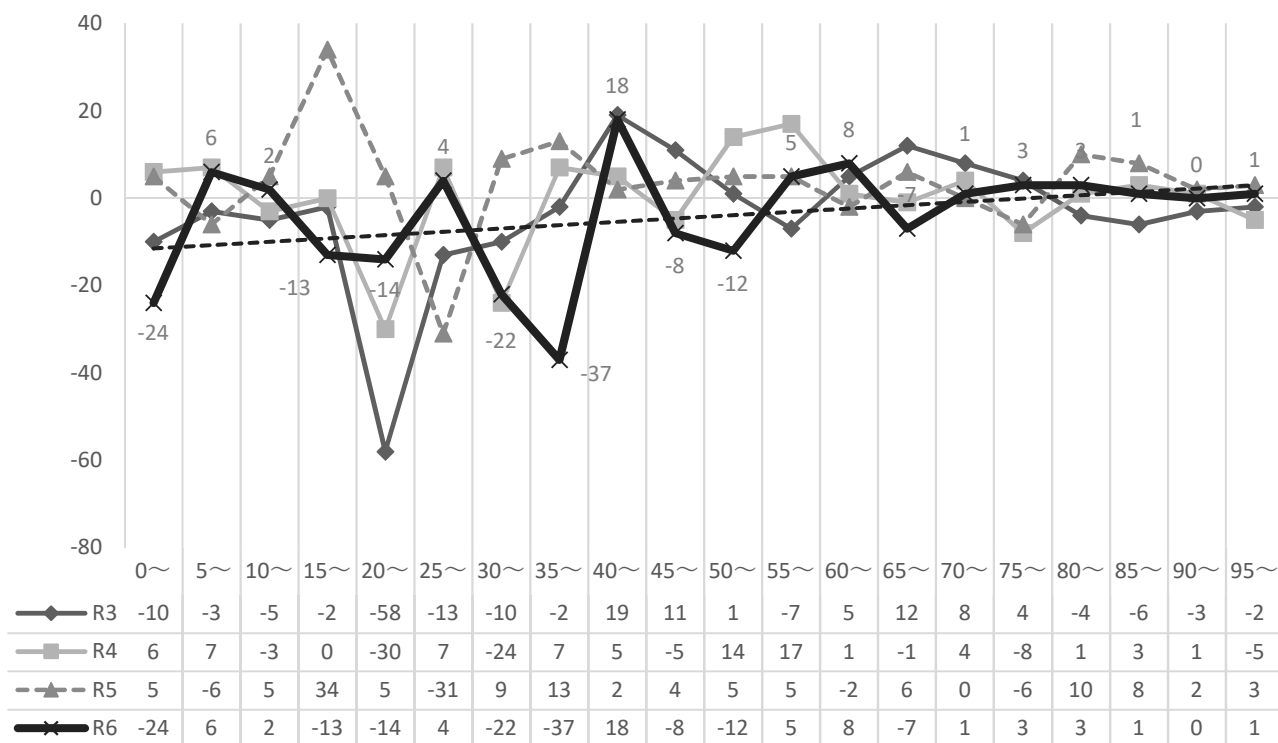
図表 2-11 社会増減



資料：図表 2-10・2-11 とも福岡県の人口と世帯年報（前年 10 月～当年 9 月）

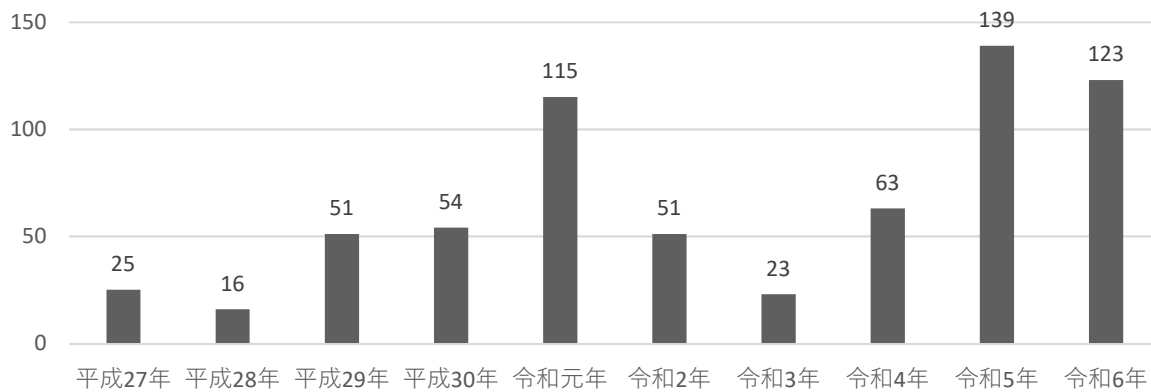
単位：人

図表2-12 年齢階層別社会増減



図表2-13 外国人の増減（転入と転出の差）

単位：人

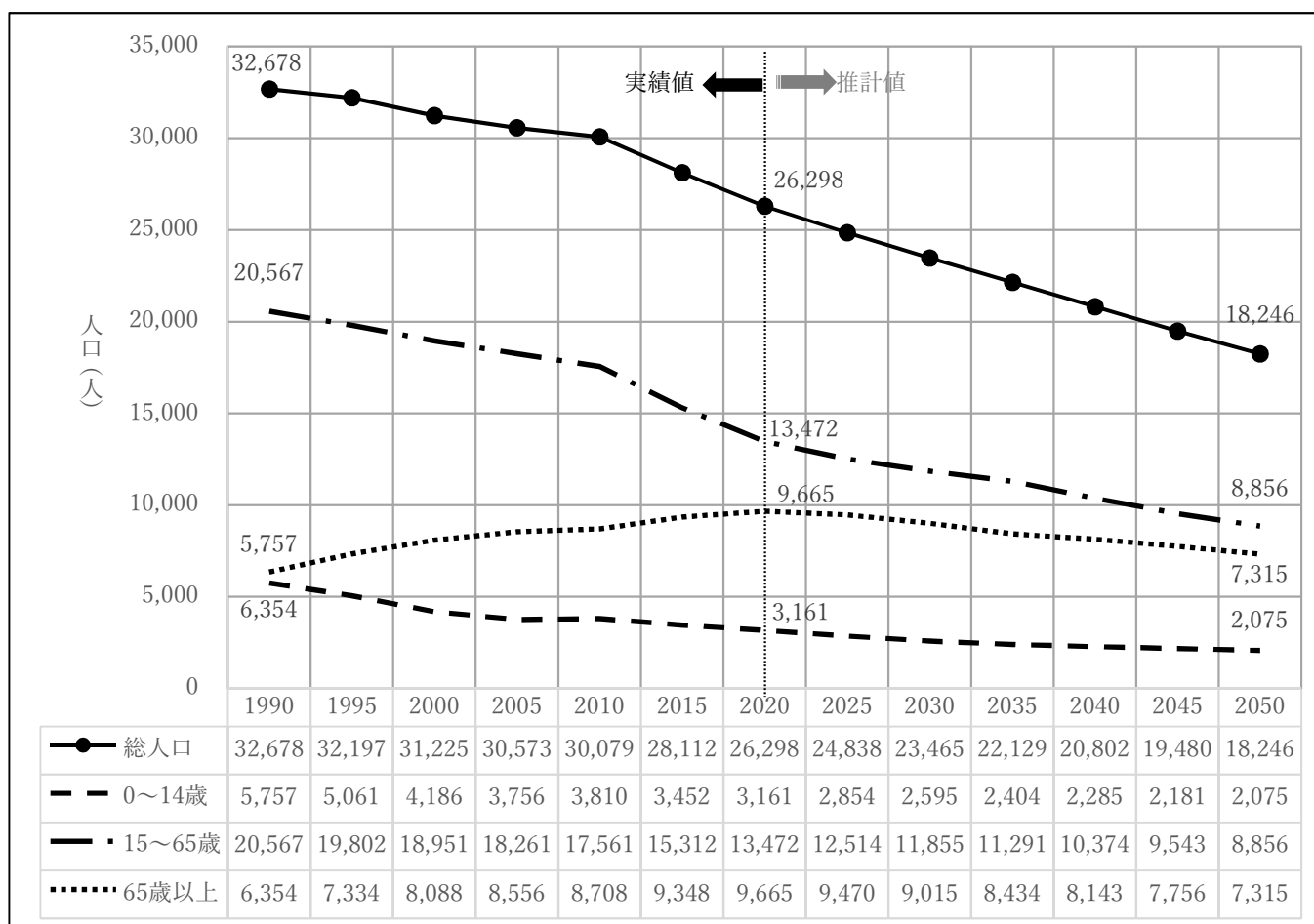


資料：図表 2-12・2-13 とも福岡県の人口と世帯年報（前年 10 月～当年 9 月）

（２）年齢３区別人口の推移：本市の 15 歳未満の年少人口と 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は一貫して減少を続けており、令和 32（2050）年には年少人口 2,075 人、生産年齢人口 8,856 人になると推計されています。一方で、65 歳以上の老年人口は増加を続けており、令和 2（2020）年時点で 9,665 人となっています。しかしながら令和 2（2020）年をピークに減少し、令和 32（2050）年には 7,315 人になると推計されています。

年齢３区別人口の推移

図表 2-14

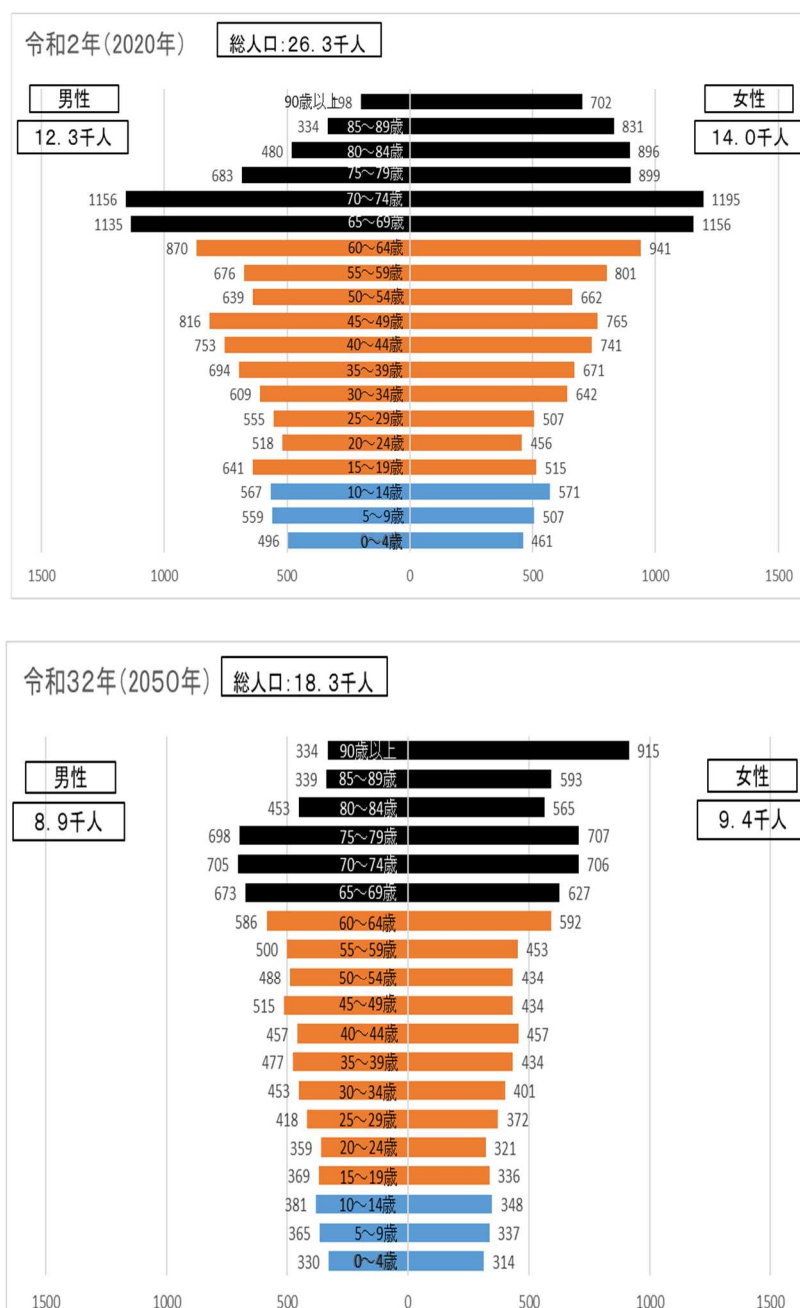


（出典）2020 年までは総務省「国勢調査」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 年齢5歳階級別人口の人口ピラミッド：5歳階級別人口についてみると、令和2（2020）年時点では若者世代に対して60代後半の世代の人口が多くなり、「つぼ型」の人口ピラミッドを形成しています。さらに、令和32（2050）年になると、その構成は「つぼ型」が顕著な人口ピラミッドとなり、90歳以上の女性人口が最も多い人口構成となると推計されています。

年齢5歳階級別人口の人口ピラミッド

図表 2-15

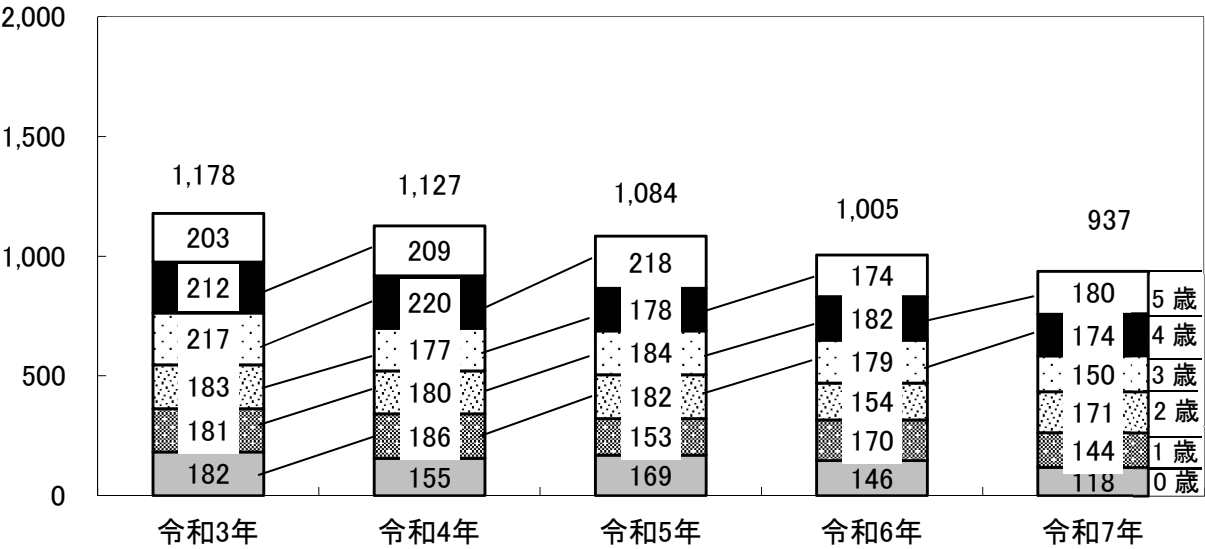


(出典) 2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（４）こども人口の推移：宮若市では、平成22（2010）年以降減少傾向にあり、特に乳幼児、児童の人口は、この5年間で328人減少しています。また乳幼児の人口は、この5年間で241名減少しています。

＜0～5歳＞
（人）

図表 2-16

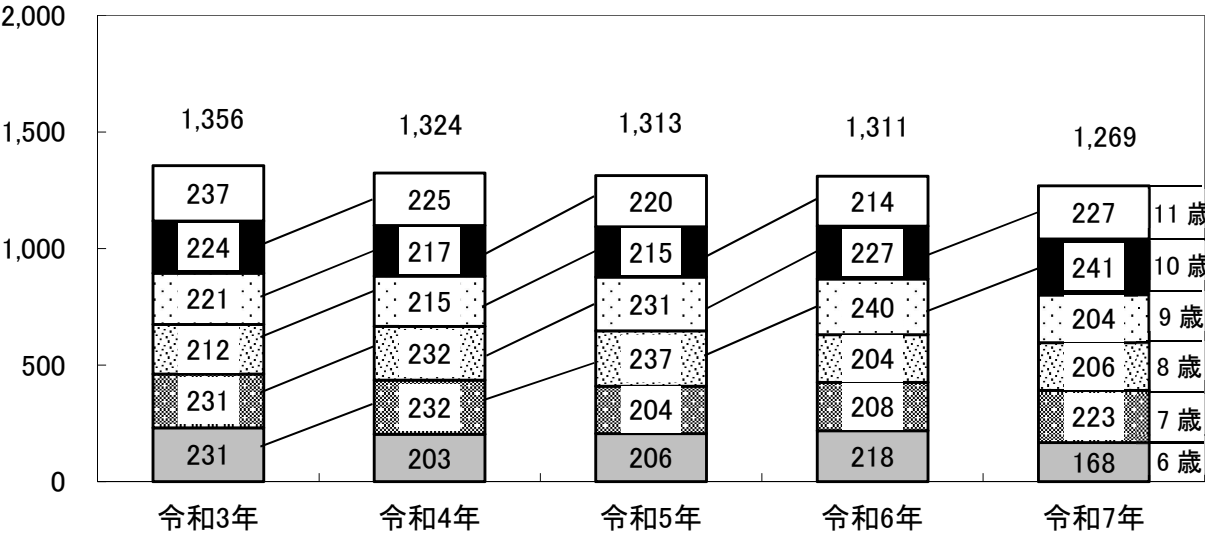


＜6～11歳＞

小学生に通う年代の人口は、この5年間で87名減少しています。

（人）

図表 2-17



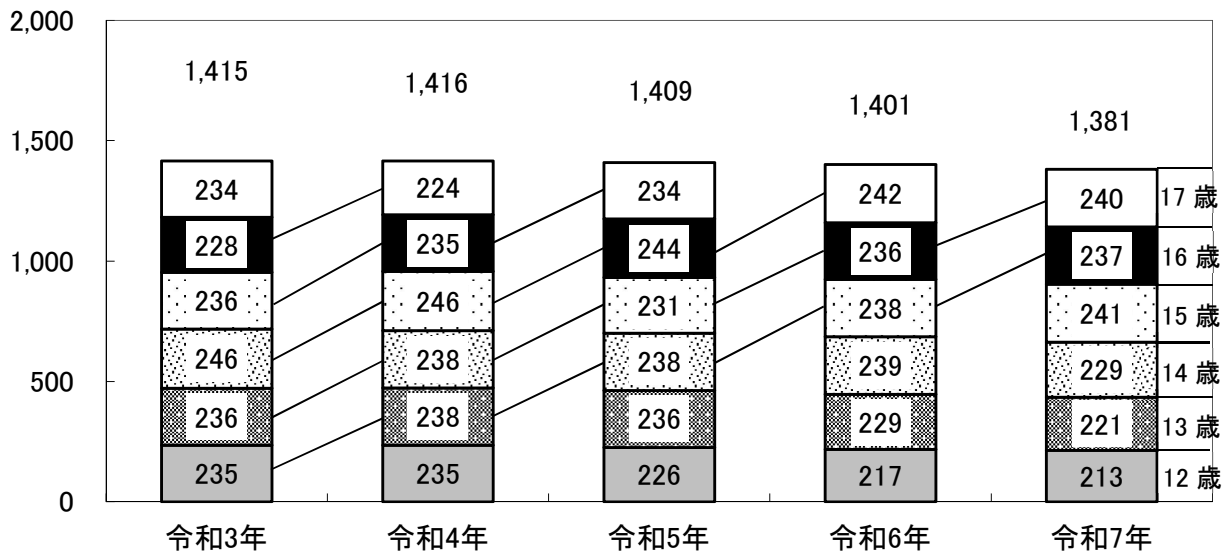
※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

<12歳～17歳>

中学生・高校生世代の人口については、この5年間で34人減少しています。

(人)

図表 2-18

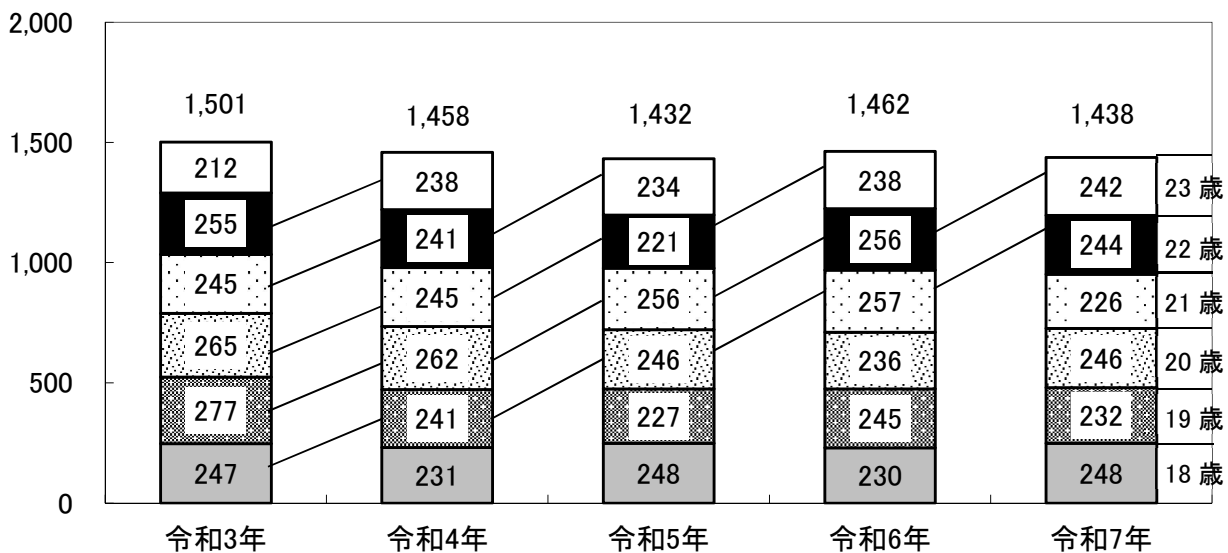


<18歳～23歳>

大学生等、新成人世代の人口については、この5年間で63人減少しています。

(人)

図表 2-19



※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

5. 世帯数の動向

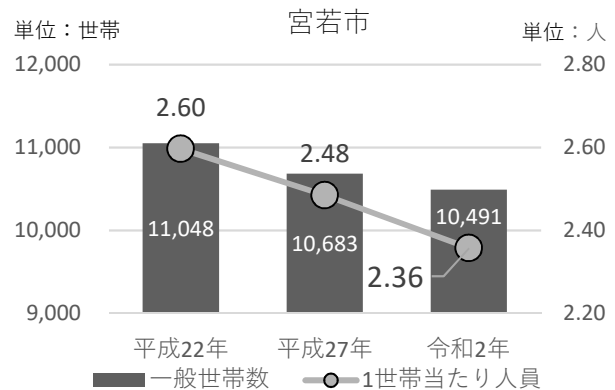
(1) 一般世帯、1世帯当たりの人員の推移：一般世帯数、1世帯当たりの人員とも年々減少しており、全国、福岡県は一般世帯数が増加していますが、宮若市では平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、一般世帯数は192世帯（1.80%）減少しています。

図表 2-20

A：一般世帯数（単位：世帯） B：1世帯当たりの人員（単位：人）

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	A	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	B	2.42	2.33	2.21
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	2.35	2.26	2.15
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	2.60	2.48	2.36

図表2-21



資料：図表 2-20・2-21 いずれも国勢調査

(2) 世帯構成・18歳未満の児童のいる世帯：宮若市は全国、福岡県と比較して、核家族世帯の割合が多くなっています。また18歳未満の児童のいる世帯の割合は、全国、福岡県と大きな差はありませんが、平成27（2015）年と比較すると、262世帯（11.6%）減少しています。

図表 2-22①

	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数	割合
全国	55,704,949	10,733,725	19.3%
福岡県	2,318,479	451,553	19.5%
宮若市	10,491	2,001	19.1%

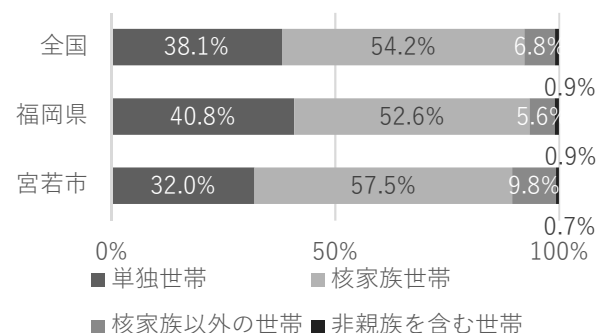
資料：令和2年国勢調査

図表 2-22②

	一般世帯数	18歳未満の児童のいる世帯数	割合
宮若市	10,683	2,263	21.2%

資料：平成27年国勢調査

図表2-23（世帯構成不詳を除く）



資料：図表 2-22・2-23 いずれも令和2年国勢調査

- ・単独世帯
世帯員が1人だけの世帯。未婚のほか、離別・死別・こどもの独立などにより単身で暮らす人
- ・核家族世帯
夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもからなる世帯
- ・核家族以外の世帯
2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯
- ・非親族を含む世帯
2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

(3) 母子世帯・父子世帯：一般世帯数の減少に伴い減少しています。母子世帯数は、平成 27（2015）年と令和 2（2020）年を比較すると、18 世帯（7.0%）減少しており、父子世帯数もわずかに減少しています。

図表 2-24 母子世帯の推移

A：一般世帯数 B：母子世帯数（A・B 単位：世帯）

C：構成比

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	39,386	40,071	35,804
	C	1.9%	1.8%	1.5%
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	277	256	238
	C	2.5%	2.4%	2.3%

図表 2-25 父子世帯の推移

A：一般世帯数 B：父子世帯数（A・B 単位：世帯）

C：構成比

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
福岡県	A	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	B	3,643	3,646	3,280
	C	0.2%	0.2%	0.1%
宮若市	A	11,048	10,683	10,491
	B	24	21	19
	C	0.2%	0.2%	0.2%

資料：図表 2-24・2-25 いずれも国勢調査（他の世帯員を含む母子世帯を含んでいない）

6. 就労状況

(1) 男女別就業率：男性の就業者数の減少が続いています。女性は就業率が上昇しています。女性の就業率は全国、福岡県とも上昇しており、宮若市では全国、福岡県と比較して就業率が低くなっています。

図表 2-26 男性の就業率の推移

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	総数（人）	53,154,614	52,879,791	52,098,467
	就業者数（人）	34,089,629	33,077,703	31,501,307
	就業率	64.1%	62.6%	60.5%
福岡県	総数（人）	2,023,510	2,029,235	2,003,480
	就業者数（人）	1,248,868	1,223,148	1,191,022
	就業率	61.7%	60.3%	59.4%
宮若市	総数（人）	12,022	11,292	10,707
	就業者数（人）	7,072	6,843	6,371
	就業率	58.8%	60.6%	59.5%

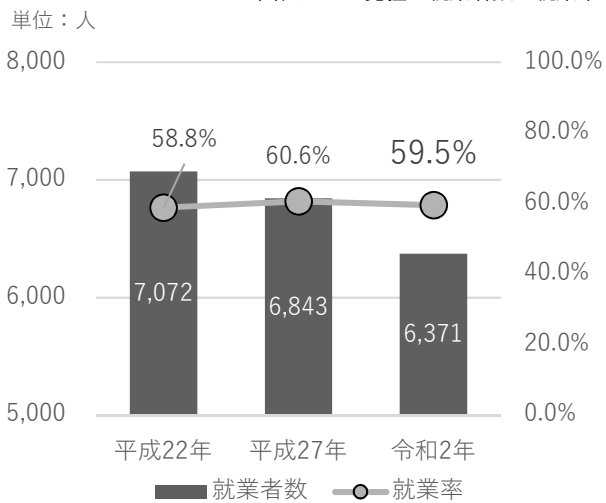
資料：国勢調査

図表 2-27 女性の就業率の推移

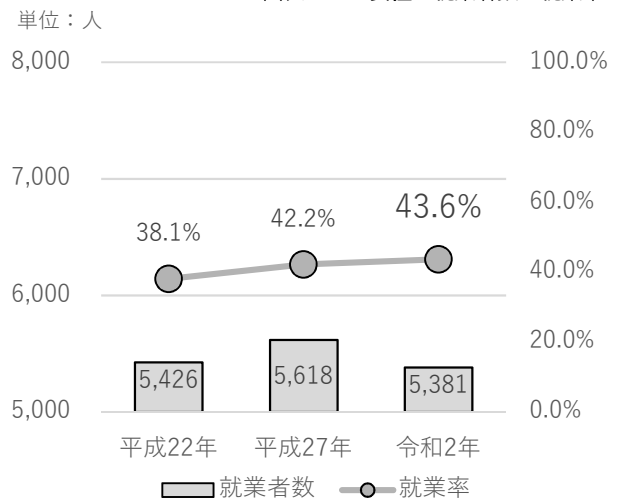
		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全国	総数（人）	57,122,871	56,874,386	56,160,102
	就業者数（人）	25,521,682	25,841,333	26,141,918
	就業率	44.7%	45.4%	46.5%
福岡県	総数（人）	2,327,798	2,333,384	2,303,015
	就業者数（人）	1,013,854	1,030,947	1,062,112
	就業率	43.6%	44.2%	46.1%
宮若市	総数（人）	14,247	13,309	12,330
	就業者数（人）	5,426	5,618	5,381
	就業率	38.1%	42.2%	43.6%

資料：国勢調査

図表2-28 男性の就業者数・就業率



図表2-29 女性の就業者数・就業率



資料：図表2-28・2-29いずれも国勢調査

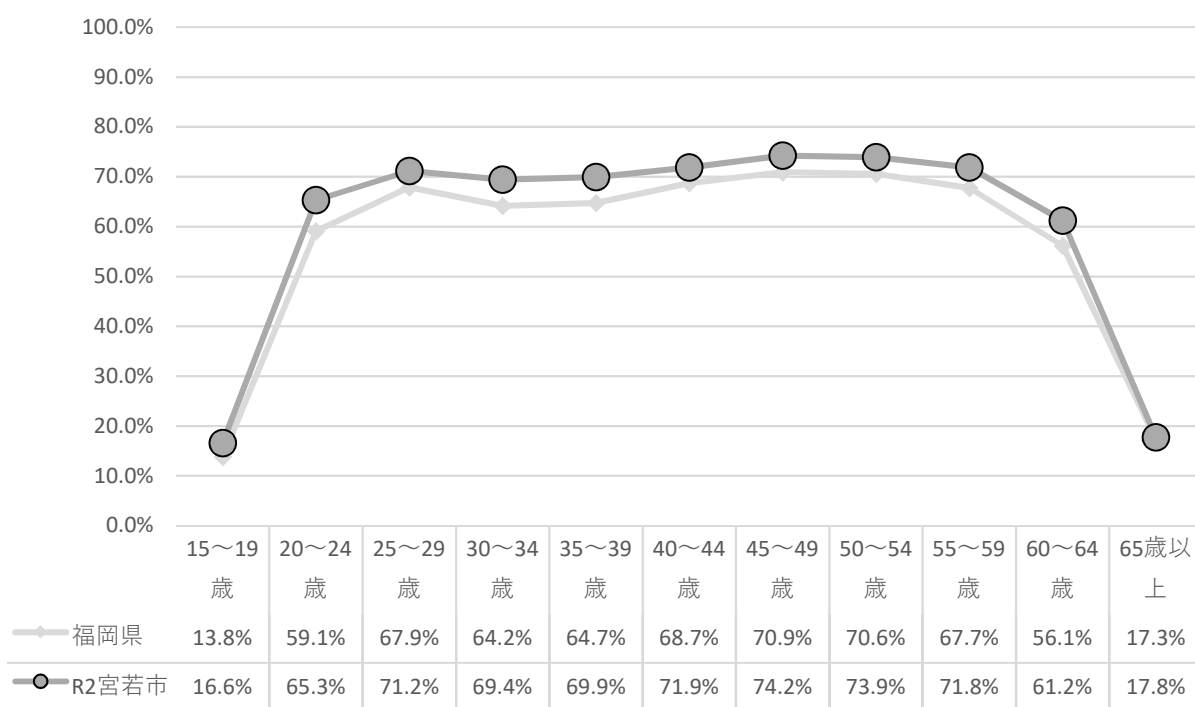
(2) 女性の年齢別就業率：福岡県と比較し、各年代で就業率が高くなっています。図表 2-32 のとおり、平成 27（2015）年と令和 2（2020）年の宮若市の女性の就業率を比較すると、25～29 歳の階層が 13.4 ポイント、30～34 歳の階層が 6.8 ポイント、令和 2（2020）年が上回っており、60～64 歳の階層においても、令和 2（2020）年が 9.8 ポイント上回っています。

図表 2-30 女性の年齢別就業率

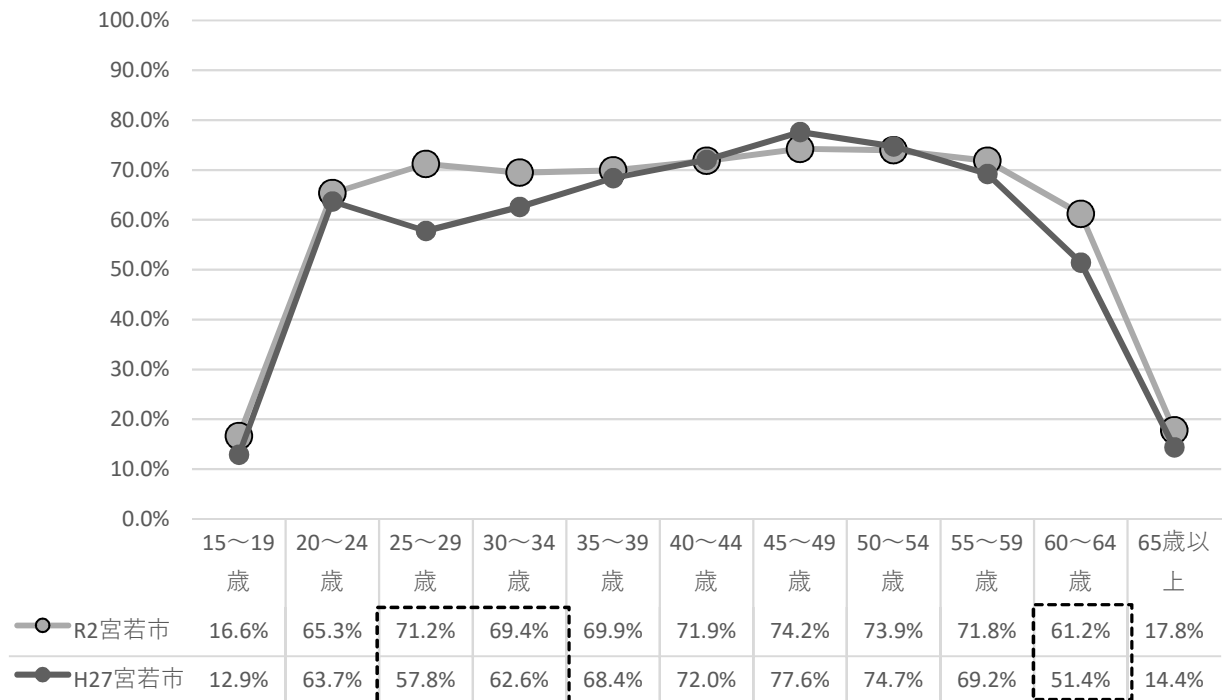
	福岡県			宮若市		
	総数（人）	就業者数（人）	就業率	総数（人）	就業者数（人）	就業率
15～19 歳	116,999	16,143	13.8%	512	85	16.6%
20～24 歳	126,199	74,573	59.1%	453	296	65.3%
25～29 歳	125,866	85,458	67.9%	503	358	71.2%
30～34 歳	135,526	86,996	64.2%	635	441	69.4%
35～39 歳	156,088	101,016	64.7%	665	465	69.9%
40～44 歳	172,342	118,479	68.7%	739	531	71.9%
45～49 歳	188,085	133,398	70.9%	761	565	74.2%
50～54 歳	164,166	115,861	70.6%	656	485	73.9%
55～59 歳	152,506	103,295	67.7%	799	574	71.8%
60～64 歳	154,055	86,462	56.1%	938	574	61.2%
65 歳以上	811,183	140,431	17.3%	5,669	1,007	17.8%

資料：令和2年国勢調査

図表2-31 女性の年齢別就業率



図表2-32 女性の年齢別就業率（宮若市のH27・R2の比較）



7. 児童関連施設の状況

（1）認可保育所の状況：ここ数年4月1日時点では、令和2（2020）年度を除き、入所児童数は利用定員を下回っています。少子化により、入所児童数は減少していますが、利用率は上昇しています。

保育士確保が困難な状況にあったことから、令和3（2021）年4月に宮田保育園の利用定員を30人減らしました。なないろ保育園は、定員（90人）を上回る児童の受入が可能であったため、令和4（2022）年4月から利用定員を10人増やしました。

図表2-33 宮若市内認可保育所（令和6年4月1日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
私立	宮田保育園	宮田 124 番地	120	午前 7 時～午後 7 時
私立	福丸保育園	福丸 504 番地	120	午前 7 時～午後 7 時
私立	なないろ保育園	本城 445 番地	100	午前 7 時～午後 7 時
私立	なないろ保育園 2	本城 441 番地	75	午前 7 時～午後 7 時
合 計			415	

図表2-34 宮若市内認可保育所の入所状況の推移（各年4月1日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0~5 歳児童数（人）	1,345	1,252	1,178	1,127	1,084	1,005
入所児童数（人）	392	423	397	406	385	370
利用率	29.1%	33.8%	33.7%	36.0%	35.5%	36.8%

資料：図表2-33・2-34いずれも子育て福祉課

（2）幼稚園の状況：宮田南幼稚園は令和3（2021）年4月から3歳児保育を開始しました。

さらに、令和5（2023）年から夏休み等の長期休業期間の預かり保育を開始しました。

※ 預かり保育は両園とも、通常の開園時は午後2時30分から午後5時までです。

※ 図表 2-35 宮若市内幼稚園（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（預かり保育時間含む）
公立	宮田南幼稚園	宮田 3461 番地	90	午前 8 時 30 分～午後 5 時
公立	若宮幼稚園	竹原 5 番地 1	200	午前 8 時 30 分～午後 5 時
			合計 290	

図表 2-36 宮若市内幼稚園の入所状況の推移（各年 4 月 1 日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3~5 歳児童数（人）	700	664	632	606	580	535
入所児童数（人）	146	135	122	105	97	86
利用率	20.9%	20.3%	19.3%	17.3%	16.7%	16.1%

資料：図表2-35・2-36いずれも教育総務課

（3）認定こども園の状況：保護者の就労状況に関わらず、児童を受け入れることができる幼保連携型認定こども園の宮若さくらこども園が、平成 31（2019）年 4 月 1 日に開園し、保育所籍においては利用定員を上回る児童を安定的に受け入れています。

図表 2-37 宮若市内認定こども園（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間
私立	宮若さくらこども園	磯光 1317 番地 136	保育所籍 185	午前 7 時～午後 7 時 （延長保育時間含む）
			幼稚園籍 45	午前 9 時～午後 5 時 （預かり保育時間含む）
			合計 230	

図表 2-38 宮若市内認定こども園の入所状況（各年 4 月 1 日時点）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0~5 歳児童数（人）	1,345	1,252	1,178	1,127	1,084	1,005
入所児童数 （保育所籍）（人）	250	226	222	200	208	205
入所児童数 （幼稚園籍）（人）	30	36	33	35	26	18
利用率	20.8%	20.9%	21.6%	20.9%	21.6%	22.2%

資料：図表 2-37・2-38 いずれもこども家庭課・教育総務課

（４）地域型保育事業所の状況：令和 4（2022）年 11 月に地域型保育事業所（事業所内保育事業所）として、ひよこ保育園が開園しました。

図表 2-39 宮若市内地域型保育事業所（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
私立	ひよこ保育園	本城 1636 番地	従業員枠 18	午前 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
			地域枠 6	
			合計 24	

図表 2-40 宮若市内地域型保育事業所の入所状況（各年 4 月 1 日時点）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0~2 歳児童数（人）	521	504	470
入所児童数（人）	9	7	8
利用率	1.7%	1.4%	1.7%

資料：図表 2-39・2-40 いずれもこども家庭課

（５）届出保育施設（企業主導型保育施設を含む）の状況：令和元（2019）年以降、各企業の従業員の働き方に応じて保育を実施する企業主導型保育施設が設置され、定員の半数までは地域枠として従業員以外の児童を受け入れることができ、待機児童の解消に大きく貢献しています。

図表 2-41 宮若市内届出保育施設（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開園日
企業主導型	かさまつ保育園 いきいきキッズパーク	下有木 837 番地	59	平成 31 年（2019 年） 4 月 1 日
企業主導型	ぼたぼた園	磯光 471 番地 1	19	令和元年（2019 年） 7 月 1 日
企業主導型	ぼたぼた園 2	鶴田 1861 番地 5	12	令和 3 年（2021 年） 3 月 29 日
企業主導型	ピーす保育園	福丸 176 番地 1	12	令和元年（2019 年） 8 月 1 日
企業主導型	いきいき保育園	本城 734 番地	12	令和 3 年（2021 年） 3 月 22 日
届出	グリーンコープ 若宮物流センター託児所	水原 1102 番地 17	15	平成 28 年（2016 年） 4 月 1 日

資料：こども家庭課

(6) 学童保育所の状況：低学年の利用率が 40%に達し、ニーズが高まっています。利用者数も増加傾向にあります。令和 3（2021）年 9 月に宮若西学童保育所を建て替え、小学校の再編に伴い、令和 4（2022）年 3 月には宮田学童保育所と宮田東学童保育所を統合し、光陵学童保育所を設置しました。

図表 2-42 宮若市内学童保育所（令和 6 年 4 月 1 日時点）

区分	施設名	所在地	利用定員（人）	開所時間（延長時間を含む）
公立	宮田南学童保育所	宮田 3461 番地	70	（平日）
公立	宮田北学童保育所	龍徳 1207 番地 1	80	放課後～午後 6 時 30 分
公立	光陵学童保育所	磯光 1317 番地 18	90	（土曜日・長期休業日）
公立	宮若西学童保育所	竹原 1 番地 1	120	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
			合計 360	

図表 2-43 宮若市内学童保育所の入所状況の推移（児童数は住民基本台帳上の人口）

（児童数は各年 4 月 1 日時点、入所児童数は各年 5 月 1 日時点）

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
低学年	1～3 年生歳児童（人）	660	656	674	667	647	630
	入所児童数（人）	203	213	208	232	237	252
	利用率	30.8%	32.5%	30.9%	34.8%	36.6%	40.0%
高学年	4～6 年生歳児童（人）	726	702	682	657	666	681
	入所児童数（人）	86	79	71	81	75	87
	利用率	11.8%	11.3%	10.4%	12.3%	11.3%	12.8%

資料：図表 2-42・2-43 いずれもこども家庭課

(7) 小学校・中学校の状況：令和 4（2022）年 4 月に宮田小学校と宮田東小学校を再編した光陵小学校を開校し、2 町合併後の大きな課題であった小中学校の再編を終えました。また、令和 4（2022）年度は宮田南小学校、令和 5（2023）年度は宮田北小学校の大規模改修を行いました。

図表 2-44 宮若市内小中学校（令和 6 年 5 月 1 日時点）

	区分	施設名	所在地	学級数
小学校	公立	宮田南小学校	宮田 3461 番地	14
	公立	宮田北小学校	龍徳 1464 番地	8
	公立	光陵小学校	磯光 1317 番地 10	16
	公立	宮若西小学校	金丸 417 番地 1	23
				合計 61
中学校	公立	宮若東中学校	宮田 3410 番地 2	15
	公立	宮若西中学校	金丸 417 番地 1	11
				合計 26

図表 2-44 宮若市内小中学校の学級数と児童数の推移（各年 5 月 1 日時点）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学級数	63	62	63	60	59	61
	うち、特別支援学級	13	12	12	11	12	13
	児童数（人）	1,374	1,348	1,351	1,312	1,297	1,291
中学校	学級数	25	25	26	27	26	26
	うち、特別支援学級	4	3	4	6	5	5
	生徒数（人）	705	704	692	688	674	667

資料：図表2-44・2-41 いずれも学校教育課

8. 家庭相談所への児童虐待相談等受付の状況

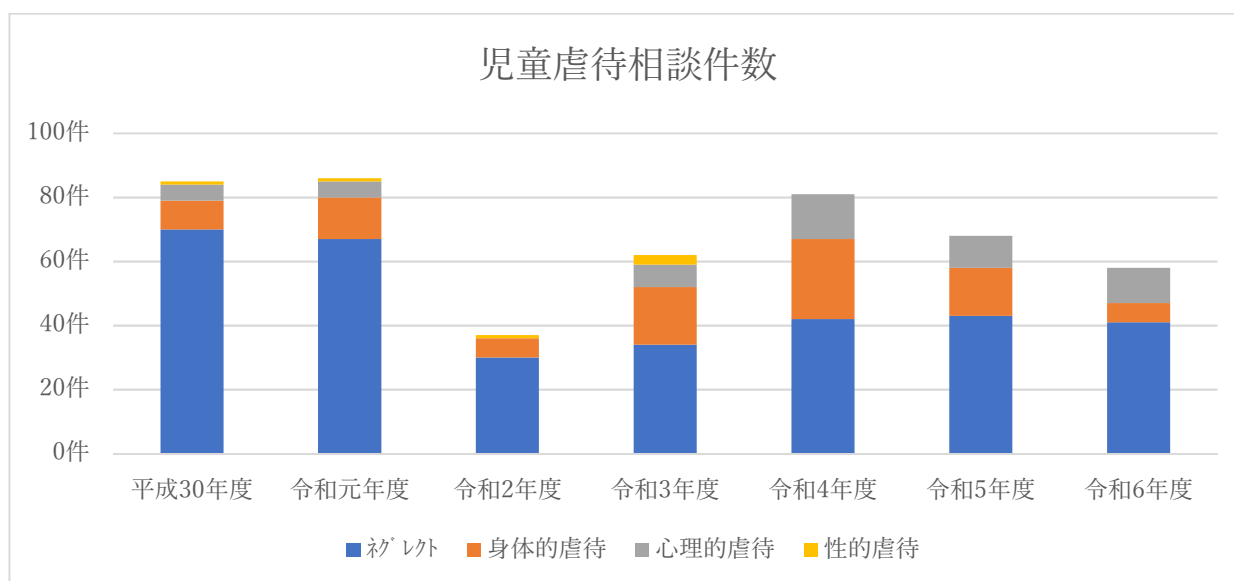
受付（通告を含む）件数は、平成30（2018）年度以降減少傾向にあるものの、実態として虐待と見受けられる事象は多く、継続的に保育園や幼稚園、小中学校等教育機関、児童相談所等と連携しながらこどもの救済及び親の子育て支援を行っています。

図表2-45

種別/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ネグレクト	70件	67件	30件	34件	42件	43件	41件
身体的虐待	9件	13件	6件	18件	25件	15件	6件
心理的虐待	5件	5件	0件	7件	14件	10件	11件
性的虐待	1件	1件	1件	3件	0件	0件	0件
合 計	85件	86件	37件	62件	81件	68件	58件

※各年度末時点

図表2-46



※宮若市家庭児童相談所統計資料より

9. 児童扶養手当受給者数の推移



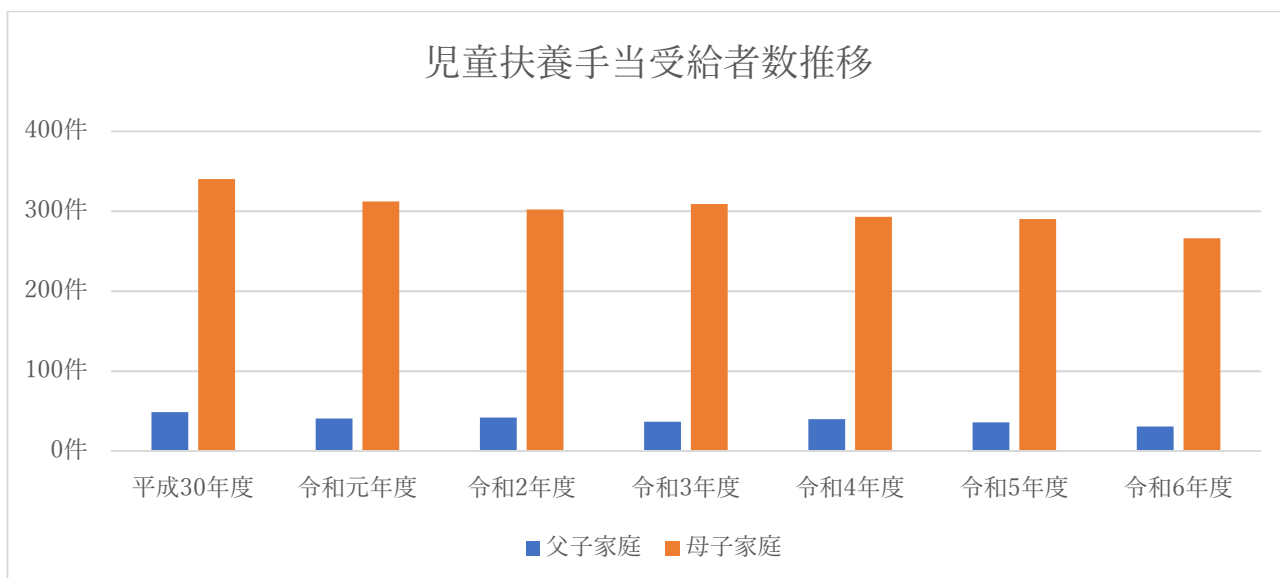
少子化の影響により年々減少傾向にあります。

図表2-47

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
父子家庭	49件	41件	42件	37件	40件	36件	31件
母子家庭	340件	312件	302件	309件	293件	290件	266件
計	389件	353件	344件	346件	333件	326件	297件

※各年度末時点

図表 2-48



※こども家庭課統計調書より

10. アンケート調査結果等から見える宮若市の現状と課題

(1) アンケート調査の実施

宮若市では、「宮若市こども計画」を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的として、令和6（2024）年8月から10月にかけてアンケート調査を実施しました。ここでは、それらの調査結果をもとに、宮若市におけるこどもと保護者の状況をみていきます。

(2) 調査概要

① 実施方法

種 別	番号	対象者	対象者数 (人)	配布・回収方法	
				配布	回収
子ども・若者計画	①	15歳から39歳まで	1,500	郵送	郵送
子どもの貧困対策計画	②	小学5、6年生保護者 中学1、2年生保護者	869	学校配布	学校回収
	③	小学5、6年生本人	436	学校配布	WEB ※一部冊子提出あり
	④	中学1、2年生本人	433	学校配布	WEB ※一部冊子提出あり

② 回収状況

番号	対象者	対象者数 (人)	回収数（件）			回収率 (%)
			郵送・ 学校回収	WEB	計	
①	15歳から39歳まで	1,500	274	－	274	18.3%
②	小学5、6年生保護者 中学1、2年生保護者	869	548	－	548	63.1%
③	小学5、6年生本人	436	6	395	401	92.0%
④	中学1、2年生本人	433	17	370	387	89.4%

※ ・以下のアンケート集計結果について、小数点第2位以下を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

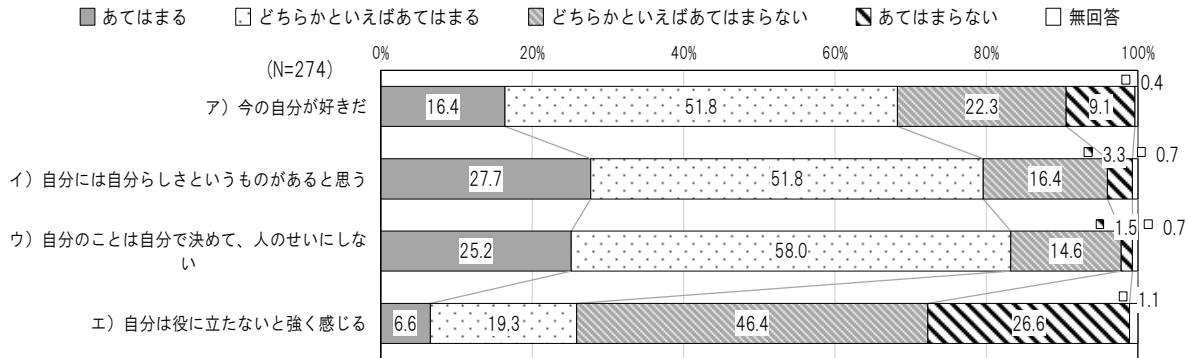
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・表、グラフに示す選択肢はスペースの関係で文言を簡略して表記している場合があります。

(3) アンケート調査結果の概要

●子ども・若者計画調査（15歳以上39歳まで）

《人生観・充実度》

1) 自己認識



自己認識に関して、上記の4項目について聞きました。

・『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）でみると、「ウ）自分のことは自分で決めて、人のせいにはしない」が83.2%と最も高く、「イ）自分には自分らしさというものがあると思う」（79.5%）、「ア）今の自分が好きだ」（68.2%）の順になっています。

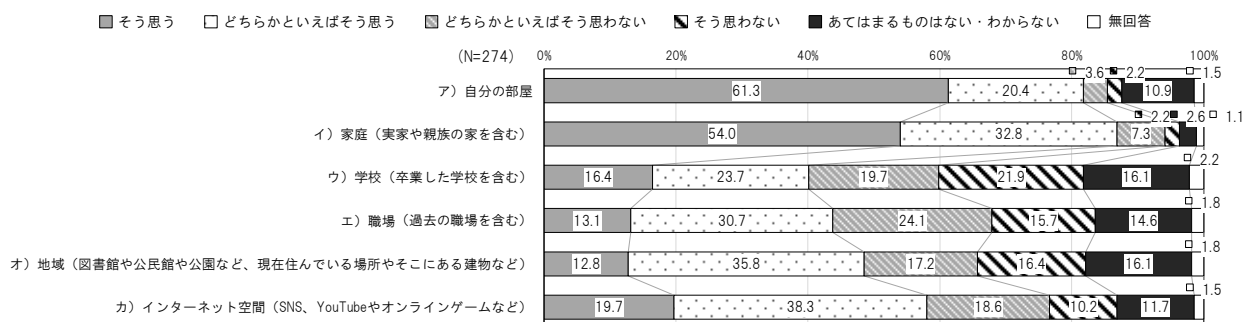
・一方、『あてはまらない』（「あてはまらない」＋「どちらかといえば、あてはまらない」）でみると、「エ）自分は役に立たないと強く感じる」が73.0%と高くなっています。

2) 幸福感

合計	そう思う	どちらかといえば、そう思う	どちらかといえば、そう思わない	そう思わない	無回答
274	112	135	10	15	2
100.0%	40.9%	49.3%	3.6%	5.5%	0.7%

・今幸せと思いますかについて、「どちらかといえば、そう思う」が49.3%と最も高く、次いで「そう思う」が40.9%となっており、合わせて、90.2%が幸せだと感じています。一方で「どちらかといえば、そう思わない」が3.6%、「そう思わない」が5.5%となっています。

3) 居場所



自身の居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）について、上記の6か所について聞きました。

・『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）という回答では、「イ）家庭」が86.8%、「ア）自分の部屋」が81.7%と8割以上の値で高くなっています。その他の場所では『そう思う』の割合は上位の2つの場所と比較して下がっており、「ウ）学校」については、『そう思う』の40.1%に対し、『そう思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえば、そう思わない」）が41.6%となり『そう思わない』の割合が高くなっています。

《人とのつながり》

4) 孤独感

合計	決してない	ほとんどない	たまにある	時々ある	しばしばある・常にある	無回答
274 100.0%	49 17.9%	122 44.5%	58 21.2%	26 9.5%	18 6.6%	1 0.4%

・孤独と覚えることが「たまにある」が21.1%、「時々ある」が9.5%、「しばしばある・常にある」が6.6%となっており、約4割の人が孤独と覚えることがあると回答しています。孤独・孤立を予防する地域づくりに向け、関係機関等との連携を促進する必要があります。

《他者との関わり方》

5) 悩みを相談できる人

合計	いる	いない	相談したいと思ったことがないのでわからない	無回答
274 100.0%	215 78.5%	43 15.7%	15 5.5%	1 0.4%

合計	家族や親族	学校の先生	学校で出会った人	職場・アルバイト関係の人	地域の人	インターネット上で知り合った人	その他	無回答
215 100.0%	194 90.2%	18 8.4%	101 47.0%	80 37.2%	20 9.3%	10 4.7%	5 2.3%	0 0.0%

・悩みを相談できる人について、「いる」が78.5%、「いない」が15.7%となっています。悩みを相談できる具体的な人については、「家族や親族」が90.2%で最も高く、「学校で出会った人」（47.0%）、「職場・アルバイト関係の人」（37.2%）の順となっています。

6) 困ったときに助けてくれる人

合計	いる	いない	わからない	無回答
274 100.0%	236 86.1%	11 4.0%	24 8.8%	3 1.1%

合計	家族や親族	学校の先生	学校で出会った人	職場・アルバイト関係の人	地域の人	インターネット上で知り合った人	その他	無回答
236 100.0%	227 96.2%	24 10.2%	106 44.9%	84 35.6%	27 11.4%	7 3.0%	4 1.7%	2 0.8%

・困ったときに助けてくれる人について、「いる」が86.1%、「いない」が4.0%となっています。困ったときに助けてくれる具体的な人については、「家族や親族」が96.2%で最も高く、「学校で出会った人」（44.9%）、「職場・アルバイト関係の人」（35.6%）の順となっています。

《将来像》

7) 将来の希望

合計	希望がある	どちらかといえば希望がある	どちらかといえば希望がない	希望がない	無回答
274 100.0%	54 19.7%	128 46.7%	64 23.4%	23 8.4%	5 1.8%

・自分の将来に明るい「希望がある」が19.7%、「どちらかといえば希望がある」が46.7%となっています。一方で「希望がない」が8.4%、「どちらかといえば希望がない」が23.4%となっています。若者らが将来希望を持てる、暮らしやすい地域づくりが必要です。

《結婚・子育て》（15歳以上 39歳まで）

8) 理想の子ども的人数

合計	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
274	28	13	125	82	13	4	9
100.0%	10.2%	4.7%	45.6%	29.9%	4.7%	1.5%	3.3%

合計	理想通り	理想より多い	理想より少ない	子どもはおらずこの後 も得ない	無回答
274	132	19	38	78	7
100.0%	48.2%	6.9%	13.9%	28.5%	2.6%

・理想の子ども的人数について、「2人」が45.6%で最も高く、次いで「3人」が29.9%となっています。また、「0人」については10.2%の回答があります。

理想の子ども的人数に対して、現在の子どもの人数と今後得たい子ども的人数を加味して見ると、『理想通りの人数子どもを得る予定（または得た）』に該当する48.2%が最も高くなっています。

『理想よりも少ない人数になる』に該当するのは13.9%、『子どもはおらずこの後も得ない』に該当するのは28.5%となります。また、『子どもはおらずこの後も得ない』の中で理想の子ども的人数が「0人」を除くと、18.2%が『理想とする子どもはいるが子どもを得る予定がない』となります。

9) 子どもを得ない理由

	合計	子育てや教育にお金がかかるから	保育サービスが整っていないから	雇用が安定していないから	働きながら子育てができる環境がないから	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	家が狭いから	子どもがのびのび育つ社会環境でないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	高年齢での出産に不安があるから	育児の身体的・精神的負担が大きいから	妊娠・出産のとき身体的・精神的な苦痛が嫌だから	健康上の理由から	欲しいけれども今更なところまだ子どもを授けられないから	配偶者の家事・育児が望まないから	配偶者がまだいない（結婚する見込みがない）	その他	特になし	わからない	無回答	累計 (n) (%)
全体	118	59	12	19	23	21	4	19	22	13	25	8	10	6	2	4	15	9	7	13	291
	100.0%	50.0%	10.2%	16.1%	19.5%	17.8%	3.4%	16.1%	18.6%	11.0%	21.2%	6.8%	8.5%	5.1%	1.7%	3.4%	12.7%	7.6%	5.9%	11.0%	246.6%
理想より少ない	38	31	5	7	10	12	3	5	6	11	11	5	5	4	2	1	2	0	0	0	120
	100.0%	81.6%	13.2%	18.4%	26.3%	31.6%	7.9%	13.2%	15.8%	28.9%	28.9%	13.2%	13.2%	10.5%	5.3%	2.6%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	315.8%
子どもはおらずこの後も得ない	78	28	7	12	13	9	1	14	16	2	14	3	5	2	0	3	13	9	7	11	169
	100.0%	35.9%	9.0%	15.4%	16.7%	11.5%	1.3%	17.9%	20.5%	2.6%	17.9%	3.8%	6.4%	2.6%	0.0%	3.8%	16.7%	11.5%	9.0%	14.1%	216.7%

・子どもを得ない理由の全体では「子育てや教育にお金がかかるから」が50.0%で最も高くなっています。

『理想よりも少ない人数になる』では「子育てや教育にお金がかかるから」が81.6%と高い割合になっています。他の理由を見ると、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」（31.6%）、「高年齢での出産に不安があるから」「育児の身体的・精神的負担が大きいから」（28.9%）が高くなっています。

『子どもはおらずこの後も得ない』でも「子育てや教育にお金がかかるから」が35.9%で最も高くなり、他に「自分や夫婦の生活を大切にしたいから」（20.5%）、「育児の身体的・精神的負担が大きいから」「子どもがのびのび育つ社会環境でないから」（17.9%）などの理由が高くなっています。また、その他で頂いた内容で「配偶者がまだいない（結婚する見込みがない）」との理由もありました。

また、設問が複数回答であり、回答の割合を累計した値を見ると、『理想よりも少ない人数になる』では315.8%（1人当たり平均3選択）、『子どもはおらずこの後も得ない』では216.7%（1人当たり平均2選択）となります。このことから子どもを実際に得た人が子どもをあきらめてしまう理由が多くなる状況が見られます。

10) 結婚に対する考え

合計	ある程度 の年齢ま でには結 婚するつ もり	理想的な 相手が見 つかるま では結婚 しなくて もかわら ない	一生結婚 するつも りはない	無回答
144	54	65	22	3
100.0%	37.5%	45.1%	15.3%	2.1%

・結婚をしたことが無い方（未婚者）の考えとして「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が45.1%で高くなっています。また、「一生結婚するつもりはない」の回答は15.3%あります。

少子化対策として、金銭に関する不安を解消するとともに子育てに関する不安の解消や環境の整備、結婚に関する対応など幅広い対策が必要になってきます。

●こどもの貧困対策計画調査（小学生・中学生保護者）

1) 現在の暮らし向き

	合計	大変ゆとり がある	ゆとりが ある	ふつう	苦しい	大変苦し い	無回答
相対的貧困世帯	82	0	2	30	24	26	0
	100.0%	0.0%	2.4%	36.6%	29.3%	31.7%	0.0%
標準世帯	438	4	29	299	83	20	3
	100.0%	0.9%	6.6%	68.3%	18.9%	4.6%	0.7%

「標準世帯」は一般に夫婦と子ども2人の核家族を指し、「相対的貧困世帯」は、平均的な生活水準と比較して所得が低い世帯のことです。日本では、世帯の等価可処分所得の中央値の半分未満の世帯が相対的貧困世帯と定義されます。

・経済的な状況について「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、標準世帯の4.6%に対して、相対的貧困世帯が31.7%となっています。これに「苦しい」の回答を加えると、標準世帯が23.5%に対して相対的貧困世帯が61.0%となり、相対的貧困世帯の経済状況が苦しいことが分かります。本市において生活困難層への支援を充実させる必要があります。

2) 経済的な理由による生活状況

① 食料の購入

	合計	よくあ った	ときど きあ った	まれに あった	まったく なかった	無回答
相対的貧困世帯	82	14	18	15	35	0
	100.0%	17.1%	22.0%	18.3%	42.7%	0.0%
標準世帯	438	5	29	42	361	1
	100.0%	1.1%	6.6%	9.6%	82.4%	0.2%

・家族が必要とする食料が買えなかったことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の7.7%に対して、相対的貧困世帯は39.1%となっています。

② 衣服の購入

	合計	よくあ った	ときど きあ った	まれに あった	まったく なかった	無回答
相対的貧困世帯	82	16	15	16	34	1
	100.0%	19.5%	18.3%	19.5%	41.5%	1.2%
標準世帯	438	13	31	46	347	1
	100.0%	3.0%	7.1%	10.5%	79.2%	0.2%

・家族が必要とする衣服が買えなかったことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の10.1%に対して、相対的貧困世帯は37.8%となっています。

③ 公共料金の未払い

	合計	電気料金	ガス料金	水道料金	インターネット、携帯電話料	お子さんの給食費	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	13 15.9%	8 9.8%	5 6.1%	10 12.2%	0 0.0%	64 78.0%
標準世帯	438 100.0%	16 3.7%	7 1.6%	8 1.8%	19 4.3%	4 0.9%	403 92.0%

・公共料金の未払いがあった割合は、電気料金（標準世帯：3.7%、相対的貧困世帯：15.9%）、ガス料金（標準世帯：1.6%、相対的貧困世帯：9.8%）、水道料金（標準世帯：1.8%、相対的貧困世帯：6.1%）となっています。①、②、③のいずれにおいても相対的貧困世帯の方が「買えなかった」もしくは「未払い」の経験をした割合が高く、家計が逼迫（ひっぱく）していることがうかがえます。

3) 子育てについての心配や悩みごと

	合計	生活費などの経済的な負担	将来的な教育費など	子どものしつけや接し方	子どもの健康状態	家事や育児	仕事と家庭の両立	周囲との人間関係	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	50 61.0%	60 73.2%	32 39.0%	14 17.1%	16 19.5%	26 31.7%	15 18.3%	5 6.1%	5 6.1%	3 3.7%
標準世帯	438 100.0%	179 40.9%	289 66.0%	172 39.3%	81 18.5%	46 10.5%	131 29.9%	69 15.8%	18 4.1%	43 9.8%	6 1.4%

・全体では、「将来的な教育費など」が標準世帯で 66.0%、相対的貧困世帯で 73.2%と最も高くなっています。次いで「生活費などの経済的な負担」が標準世帯：40.9%、相対的貧困世帯：61.0%となっています。子育てにおける経済的な負担感を持つ保護者が多くっており、ライフステージを通じた子育てに関わる経済的支援の強化が求められます。

4) 現在または将来的にあったらよいと思う支援

・相談などについて

	合計	子どもや生活などの悩みを相談できること	同じような悩みを持った人同士で知り合えること	民生委員・児童委員など地域の人から相談や情報提供が受けられること	離婚のこめとや養育費のことなどについて専門的な相談や情報提供が受けられること	就労のための相談や情報提供が受けられること	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	22 26.8%	12 14.6%	8 9.8%	11 13.4%	20 24.4%	4 4.9%	34 41.5%	5 6.1%
標準世帯	438 100.0%	101 23.1%	61 13.9%	10 2.3%	44 10.0%	83 18.9%	13 3.0%	219 50.0%	16 3.7%

・経済的支援などについて

	合計	保護者の就労に必要な職業訓練や資格取得にかかる費用を助成してもらえること	住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子どもの習いごとや塾などの費用が軽減されること	一時的に必要な資金を借りられること	その他	特になし	無回答
相対的貧困世帯	82 100.0%	26 31.7%	34 41.5%	71 86.6%	49 59.8%	25 30.5%	2 2.4%	2 2.4%	0 0.0%
標準世帯	438 100.0%	107 24.4%	88 20.1%	340 77.6%	234 53.4%	58 13.2%	13 3.0%	52 11.9%	3 0.7%

・その他の支援について

	合計	保護者が病 気、出産、事 故などの事 情があつた ときに一時 的に子ども を預けられ ること	保護者が病 気や障がい の場合にヘル パーなどの 家事支援を 受けられる こと	子どもが食 堂などの居 場所が増え ること	無料で利用 できる塾な どの学習支 援の場が地 域にできる こと	食料を定期 的に支給さ れること	子どもの学 習用品など を定期的に 支給される こと	病気や障 がいなどに ついて専門 的な相談や 情報提供が 受けられる こと	その他	特にな い	無回答
相対的貧困世帯	82	25	12	30	52	39	47	11	2	6	2
	100.0%	30.5%	14.6%	36.6%	63.4%	47.6%	57.3%	13.4%	2.4%	7.3%	2.4%
標準世帯	438	120	85	118	277	95	166	64	8	77	8
	100.0%	27.4%	19.4%	26.9%	63.2%	21.7%	37.9%	14.6%	1.8%	17.6%	1.8%

・相談内容では「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」、「就労のための相談や情報提供が受けられること」の割合が高くなっており、経済的支援では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「子どもの習いごとや塾などの費用が軽減されること」と子どもの教育費に関する支援の割合が高くなっています。その他の支援では「無料で利用できる塾などの子どもの学習支援の場が地域にできること」、「子どもの学習用品などを定期的に支給されること」の割合が高くなっています。

●子どもの貧困対策計画調査（小学生本人）

1）授業以外の勉強の状況

	合計	自分で勉強 する	塾で勉強 する	学校の補 習を受け る	家庭教師 に教えて もらう	地域の人 などが行 う無料の 勉強会に 参加する	家の人に 教えても もらう	友達と勉 強する	その他	学校の授 業以外で 勉強しな い	無回答
相対的貧困世帯	29	21	1	2	0	0	8	4	1	3	0
	100.0%	72.4%	3.4%	6.9%	0.0%	0.0%	27.6%	13.8%	3.4%	10.3%	0.0%
標準世帯	202	149	30	4	0	3	61	35	11	15	1
	100.0%	73.8%	14.9%	2.0%	0.0%	1.5%	30.2%	17.3%	5.4%	7.4%	0.5%

・「自分で勉強する」が標準世帯で73.8%、相対的貧困世帯で72.4%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」（標準世帯：30.2%、相対的貧困世帯：27.6%）となっています。また、「塾で勉強する」という回答は標準世帯の児童で14.9%ありましたが、相対的貧困世帯の児童では3.4%で、差が11.5ポイントになり10%以上の差が見られます。塾に通えない子ども等が利用できる無料の学習スペースなど、子どもが学習に取り組める環境づくりが必要です。

2）進学先の希望と理由

	合計	中学卒業 後は進学 しない	高校	専門学校	短大	大学	その他	まだわか らない	無回答
相対的貧困世帯	29	1	9	2	0	8	0	9	0
	100.0%	3.4%	31.0%	6.9%	0.0%	27.6%	0.0%	31.0%	0.0%
標準世帯	202	1	46	26	6	49	3	71	0
	100.0%	0.5%	22.8%	12.9%	3.0%	24.3%	1.5%	35.1%	0.0%

	合計	希望する 学校や職 業がある から	自分の成 績から考 えて	親がそう 言ってい るから	兄・姉が そうして いるから	まわりの 先輩や友 だちがそ うしてい るから	お金のこ とを考え て	早く働く 必要があ るから	その他	とくに理 由はない	無回答
相対的貧困世帯	20	9	4	2	1	0	6	1	0	2	0
	100.0%	45.0%	20.0%	10.0%	5.0%	0.0%	30.0%	5.0%	0.0%	10.0%	0.0%
標準世帯	131	71	14	16	8	3	11	8	4	22	1
	100.0%	54.2%	10.7%	12.2%	6.1%	2.3%	8.4%	6.1%	3.1%	16.8%	0.8%

・回答で「まだわからない」の割合が高い状況ですが、進学先の回答内容を見ると標準世帯では「大学」が24.3%で高く、相対的貧困世帯では「高校」が31.0%で高くなっています。また、相対的貧困世帯では「まだわからない」（31.0%）と同率一位になります。

・理由は、「希望する学校や職業があるから」が標準世帯の児童で54.2%、相対的貧困世帯の児童で45.0%と最も高くなっています。次いで、標準世帯では「とくに理由はない」（16.8%）ですが、相対的貧困世帯では「お金のことを考えて」（30.0%）が高くなっています。

・相対的貧困世帯では小学生の時点から金銭的理由で進学先を選んでいる状況が見られ、経済的理由で子どもたちが夢をあきらめることなく、選択肢を増やす・積極的にチャレンジできるように後押しすることが重要です。

3) 大人の代わりに行っていること、重い負担がかかっていること

	合計	障がいや病気の ある家族に 代わって 行う、買 い物・料 理・掃 除・洗濯 などの家 事	家族に代 わって行 う、幼い きょうだ いの世話	障がいや 病気のあ る大人の 世話を 見守り	障がいや 病気のあ る大人の 家族の身 の回りの 世話	目を離せ ない家族 の見守り や声かけ などの気 づかい	一緒に住 んでいる 家族の通 訳	特に重い 負担がか かっている ことはない	無回答
相対的貧困世帯	29 100.0%	0 0.0%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	2 6.9%	21 72.4%	2 6.9%
標準世帯	202 100.0%	1 0.5%	5 2.5%	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	181 89.6%	13 6.4%

・「特に重い負担がかかっていることはない」が標準世帯で 89.6%、相対的貧困世帯では 72.4%となっています。何らかの対応を行っている内容を見ると標準世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」(2.5%)、「障がいや病気のある大人の家族の身の回りの世話」(1.5%)、「障がいや病気のある家族に代わって行う、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事」(0.5%)の順になっています。相対的貧困世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」(13.8%)、「一緒に住んでいる家族の通訳」(6.9%)、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかい」(3.4%)の順になっています。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーに対して、まわりの大人が早く気づき対応することで、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められます。

4) 生活の満足度（「0：全く満足していない」～「10：十分に満足している」で評価）

	合計	0：ま ったく 満足 してい ない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10：十 分に 満足 して いる	無回 答
相対的貧困世帯	29 100.0%	1 3.4%	1 3.4%	1 3.4%	4 13.8%	1 3.4%	3 10.3%	0 0.0%	1 3.4%	3 10.3%	5 17.2%	9 31.0%	0 0.0%
標準世帯	202 100.0%	3 1.5%	2 1.0%	3 1.5%	7 3.5%	7 3.5%	21 10.4%	20 9.9%	27 13.4%	29 14.4%	19 9.4%	64 31.7%	0 0.0%

・「10」と回答した割合が標準世帯では 31.7%、相対的貧困世帯では 31.0%となっています。標準世帯では「5」以上の割合が概ね 10%あり満足度が高い傾向が見られます。相対的貧困世帯では「9」(17.2%)の次が「3」(13.8%)の順になっており、相対的貧困世帯では満足度の差が大きい傾向が見られます。

●子どもの貧困対策計画（中学生本人）

1) 授業以外の勉強の状況

	合計	自分で勉 強する	塾で勉強 する	学校の補 習を受け る	家庭教師 に教えて もらう	地域の人 などが行 う無料の 勉強会に 参加する	家の人に 教えても らう	友達と勉 強する	その他	学校の授 業以外で 勉強しな い	無回答
相対的貧困世帯	51 100.0%	35 68.6%	5 9.8%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	11 21.6%	16 31.4%	0 0.0%	6 11.8%	0 0.0%
標準世帯	203 100.0%	170 83.7%	30 14.8%	1 0.5%	1 0.5%	1 0.5%	58 28.6%	69 34.0%	7 3.4%	11 5.4%	0 0.0%

・「自分で勉強する」が標準世帯で 83.7%、相対的貧困世帯で 68.6%と最も高く、次いで「友達と勉強する」(標準世帯：34.0%、相対的貧困世帯：31.4%)、「家の人に教えてもらう」(標準世帯：28.6%、相対的貧困世帯：21.6%)の順となっています。また、「塾で勉強する」という回答は標準世帯の児童で 14.8%ありましたが、相対的貧困世帯の児童では 9.8%と 5.0 ポイント低くなっています。家庭の経済格

差を放課後の教育格差につなげないために、ひとり親家庭や相対的貧困世帯の子どもに対する伴走的な学習支援を拡充させる必要があります。

2) 進学先の希望と理由

	合計	中学卒業後は進学しない	高校	専門学校	短大	大学	その他	まだわからない	無回答
相対的貧困世帯	51 100.0%	0 0.0%	20 39.2%	7 13.7%	3 5.9%	7 13.7%	0 0.0%	14 27.5%	0 0.0%
標準世帯	203 100.0%	1 0.5%	56 27.6%	23 11.3%	1 0.5%	64 31.5%	3 1.5%	55 27.1%	0 0.0%

	合計	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友だちがそうしているから	お金のことを考えて	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	無回答
相対的貧困世帯	37 100.0%	18 48.6%	2 5.4%	9 24.3%	1 2.7%	2 5.4%	2 5.4%	1 2.7%	0 0.0%	8 21.6%	1 2.7%
標準世帯	148 100.0%	86 58.1%	17 11.5%	19 12.8%	9 6.1%	2 1.4%	20 13.5%	4 2.7%	4 2.7%	28 18.9%	1 0.7%

・標準世帯の生徒では「大学」までが31.5%と最も高く、次いで「高校」(27.6%)となっています。相対的貧困世帯の生徒では「高校」までが39.2%と最も高く、次いで「まだわからない」(27.5%)となっています。

・理由は、「希望する学校や職業があるから」が標準世帯の児童で58.1%、相対的貧困世帯の児童で48.6%と最も高くなっています。次いで、標準世帯の児童では「とくに理由はない」(18.9%)が高く、相対的貧困世帯の児童では「親がそう言っているから」(24.3%)が高くなっています。

・ひとり親家庭や相対的貧困世帯の子どもに対する伴走的な学習支援を拡充するとともに、就学支援制度等の支援をすることで進学に向けたチャレンジを後押しすることが重要です。

3) 大人の代わりに行っていること、重い負担がかかっていること

	合計	障がいや病気のあ る家族に 代わって 行う、買 い物・料 理・掃除 などの家 事	家族に代 わって行 う、幼い きょうだ いの世話 や見守り	障がいや 病気のあ るきょう だいの世 話や見守 り	障がいや 病気のあ る大人の 家族の身 の回りの 世話	目を離せ ない家族 の見守り や声かけ などの気 づかい	一緒に住 んでいる 家族の通 訳	特に重い 負担がか かっている ことはない	無回答
相対的貧困世帯	51 100.0%	0 0.0%	3 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	45 88.2%	3 5.9%
標準世帯	203 100.0%	1 0.5%	4 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	186 91.6%	11 5.4%

・「特に重い負担がかかっていることはない」が標準世帯で91.6%、相対的貧困世帯では88.2%となっています。何らかの対応を行っている内容を見ると標準世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」(2.0%)、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかい」(1.0%)、「障がいや病気のあ
る家族に代わって行う、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事」(0.5%)の順になっています。相対的貧困世帯では「家族に代わって行う、幼いきょうだいの世話」が5.9%となっています。

子育てに困難を抱える家庭やこどもの SOS をできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する必要があります。

4) 生活の満足度（「0：全く満足していない」～「10：十分に満足している」で評価）

	合計	0：ま ったく 満足 してい ない	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10：十 分に 満足 して いる	無回 答
相対的貧困世帯	51	0	0	1	3	5	9	1	8	8	7	9	0
	100.0%	0.0%	0.0%	2.0%	5.9%	9.8%	17.6%	2.0%	15.7%	15.7%	13.7%	17.6%	0.0%
標準世帯	203	0	2	7	8	21	17	23	33	37	47	0	0
	100.0%	0.0%	1.0%	3.4%	3.9%	10.3%	8.4%	11.3%	16.3%	18.2%	23.2%	0.0%	0.0%

・「10」と回答した割合が標準世帯では 23.2%、相対的貧困世帯では 17.6%となっています。
相対的貧困世帯では「5」が同率一位の 17.6%となっており、満足度の差が大きい傾向が見られます。

※「相対的貧困世帯」について

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本市における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。

（4）中学生からの意見聴取

こども基本法第11条では、「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。このため、宮若市こども計画の策定に当たっては、先述のアンケート調査を実施するとともに、市内の中学校の協力を得て、直接意見聴取を行いました。

①実施概要

（ア）宮若東中学校生徒会からの意見聴取

実施日：令和7（2025）年3月17日

参加者：生徒会（1・2年生）22人が参加。

4グループに分かれて意見交換・発表

（イ）宮若西中学校生徒会からの意見聴取

実施日：令和7（2025）年3月21日

参加者：生徒会（1・2年生）13人。

3グループに分かれて意見交換・発表

（ウ）意見の提出方法

グループによる意見交換・発表

（エ）議題

議題1「わたしが宮若市で生活する中で困っていること（学校内でのことを除く）」

議題2「放課後や休日、夏休み期間の居場所」

②提出された意見の総括

議題1「わたしが宮若市で生活する中で困っていること（学校内でのことを除く）」

【意見1】 帰り道が暗い。街灯が少ない（7グループ中7グループ）

→自動車での移動が多くなると意識しなくなる観点です。全てのグループから意見が提出されています。部活動などで日が暮れて帰る場合にも、安心して帰路に着ける環境整備が求められています。

【意見2】 交通手段が少ない。バスの本数が少ない（7グループ中6グループ）

→中学生が保護者に頼らずに、広域的に移動するには公共交通が主な手段となりますが、宮若市には駅（鉄道）がないため、手段が少なく、バスの本数も多くありません。子どもたちのニーズをよく把握し、自分たちで行きたい場所に行くことができる環境整備が求められます。

【意見3】 道がでこぼこしている（7グループ中4グループ）

→上記【意見1】と同様に、自動車での移動が多くなると意識しなくなる観点です。徒歩、自転車で安全に移動できる環境整備が求められます。

【意見4】 遊べる公園、広い公園がない（7グループ中4グループ）

→気軽に遊べる公園、ボール遊びができるような広い公園がないとの意見がありました。議題2「放課後や休日、夏休み期間の居場所」にも関連してきます。

【意見5】 自習できる場所がない

→議題2にも関連しますが、誘惑の多い自宅より集中して学習に取り組める環境整備が求められています。公共施設の利用に関しても意見が提出されました。

【その他】 夜間の騒音に対する苦情や、買い物や遊べる店舗がないなど様々な意見が出されました。



宮若西中学校



宮若東中学校

議題2「放課後や休日、夏休み期間の居場所（今の居場所（自宅を除く）とこんな居場所がほしい

【宮若東中学校（複数のグループから提出された意見）】

今の居場所		こんな居場所がほしい
・宮若リコリス ・光陵グリーンパーク ・ファーストフード店 ・スーパーマーケット		・カラオケ店 ・ボーリング場 ・広い公園、みんなで遊べる公園 ・カフェなどの飲食店 ・自習できるところ ・ショッピングモール ・服屋 ・遊園地・動物園

【宮若西中学校（複数のグループから提出された意見）】

今の居場所	こんな居場所がほしい
・若宮小学校跡地 ・ハートフル ・宮若リコリス	・市民プール ・カフェなどの飲食店 ・ショッピングモール ・カラオケ ・本屋 ・楽器店 ・ボーリング場 ・ディスカウントストア

→ 宮若東中学校区には、宮若リコリスやファーストフード店など、宮若西中学校と比較して、友人と集まって過ごす場所がありますが、宮若西中学校からの意見では、若宮小学校跡地が居場所の一つになっており、こどもたちが安全、安心に遊べる場所を確保するためにも、今後、跡地の利活用を検討する場合に十分考慮することが必要です。

また、熱中症を警戒する期間が長く、屋外で長時間遊ぶことが難しい時代です。こどもたちが体力を維持しながら、友人と楽しく過ごすことができるような工夫が必要です。